# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

- 1 所管事務の調査(報告)
  - (1) 川崎市公衆浴場法施行条例及び同条例施行規則並びに川崎市旅館業法 施行条例及び同条例施行規則の一部改正に向けたパブリックコメント の実施について
  - 資料1 川崎市公衆浴場法施行条例及び同条例施行規則並びに川崎市旅館業 法施行条例及び同条例施行規則の一部改正について
  - 資料1-2 国の改正内容について(詳細)
  - 資料 2 川崎市公衆浴場法施行条例及び同条例施行規則並びに川崎市旅館業 法施行条例及び同条例施行規則の一部改正に向けたパブリックコメン トの実施について

令和2年10月29日

健康福祉局

## 川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに 川崎市旅館業法施行条例及び同施行規則の一部改正について

## 1 川崎市条例等の経緯について

〇公衆浴場法、旅館業法に基づき、都道府県は条例で、公衆浴場及び旅館業の施設に関する構造設備基準等について必要な措置を講じなければならないとされています。

〇県から当該権限が移譲されている本市においては、川崎市公衆浴場法施行条例・同施行規則、川崎市旅館業法施行条例・同施行規則を制定し、構造設備基準等を規定しています。

〇令和元年9月に、国の通知が発出され次の指針・要領が改正されました。

●公衆浴場における水質基準等に関する指針

●公衆浴場における衛生等管理要領

●旅館業における衛生等管理要領

〇同指針・要領は地方自治法の規定に基づく技術的助言であり、各自治体においては、地域の実情を踏まえた 条例・規則の改定を検討・実施しており、本市においても一定の見直しを行うものです。

## 2 川崎市の営業許可施設について

令和2年9月末現在、川崎市内には、公衆浴場営業許可施設は225施設、旅館業営業許可施設は123施設あります。

表 1 公衆浴場営業許可施設の種別と施設数

単位:(施設)

表 2 旅館業営業許可施設の種別と施設数 単位:(施設)

一般么	<b>公衆浴場(銭湯</b> )	35 (35)
その	保養・休養(いこいの家、日帰り温泉等)	64 (64)
他の	個室	77 (-)
その他の公衆浴場	スポーツ(フィットネスクラプ、スポーツセンター等)	30 (30)
冶場	上記以外(サウナ、酵素風呂、エステティックサロン等)	19 (10)

旅館・ホテル営業	60 (12)		
簡易宿所営業	60 (26)		
下宿営業	3 (1)		

※()内の数字は、共同利用入浴設備を有する施設数

〇各施設では、本市条例・規則の基準により自主検査や適正な衛生管理を実施してます。また、保健所による行政検査も定期 的に実施しており、近年、本市においては公衆浴場及び旅館業の入浴設備に関する健康被害が発生した事例はありません。

## 3 国の改正内容について (詳細は資料 1-2 参照)

3-1 【国】水質基準等に関する指針の主な改正内容

水質の検査項目、検査方法、水質基準の改正内容は表3のとおりです。

表3 水質基準等の改正内容 (原湯等:原湯、原水、上がり用湯、上がり用水)

原	浴	検査	検査項目		検査方法		基準
湯等	槽水	旧	新	旧	新	le le	新
0	<i>*</i>	大腸菌群	大腸菌	乳糖プイヨンープリリアン トグリーン乳糖胆汁プ イヨン培地法又は特 定酵素基質培地法	特定酵素基質培地法	50 ミリリットル中に 検出されないこと。	検出されないこと。
0	0	過マンガン酸 カリウム消費 量	有機物 (全有機 炭素 (TOC) の量) ※場合によっては、過マンガ*ン酸対リウム消費量	滴定法	TOC は全有機炭素 計測定法 過マンガン酸カリ ウム消費量は滴定 法	原湯等 10 mg/L 以下 浴槽水 25 mg/L 以下	TOC: 原湯等3 mg/L 以下 浴槽水8 mg/L 以下 過マンカ*ン酸カリウム消費量: 原湯等10 mg/L 以下 浴槽水25 mg/L 以下

● 下段については、新旧の検査項目について、健康安全研究所において水質の違いによる関連を確認する検査を 実施しています。

## 資料 1

- 3-2 【国】公衆浴場及び旅館業における衛生等管理要領の主な改正内容
- (1) 構造設備に関する項目
- ア 新たに衛生管理がしやすい構造が定められたもの 「水位計」、「配管」、「調節箱」
- イ 既存の項目に基準が追加されたもの 「ろ過器」、「気泡発生装置」、「貯湯槽」、他1項目
- (2) 衛生措置に関する項目
- ア 新たに管理の方法や頻度が定められたもの 「水位計配管」、「シャワー」、「気泡発生装置」、他2項目
- イ 既存の項目に基準が追加されたもの

「循環配管」、「集毛器」、「貯湯槽」、他3項目

- ウ 既存の基準が変更・追加されたもの
  - 「浴槽水の消毒」
  - 遊離残留塩素濃度が「1 リットル中 0.2 ないしは 0.4 ミリグラム程度」から「1 リットル中 0.4 ミリグラム程度」
  - 「結合塩素のモノクロラミンの濃度が1リットル中3ミリグラム程度を保つこと」
- (3) その他
- ア 新たに用語の定義が定められたもの 「飲料水」、「貯湯槽」、「ろ過器」、他4項目

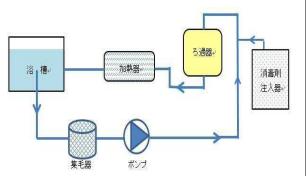


図1:浴槽の循環ろ過装置(例)

## 4 川崎市公衆浴場法及び旅館業法施行条例等の一部改正について

国の指針・要領の改正内容と本市施設の実情を踏まえ、次のとおりにします。

- 4-1 新たな国の基準を条例等に反映させる項目
- (1) 水質基準等に関する項目 全項目
- (2) 構造設備に関する項目 「水位計」、「調節箱」

※ ただし、施設改修が必要となる場合は当該改修終了後まで現行基準を適用する経過措置を設けます。

- (3) 衛生措置に関する項目 「浴槽水の消毒」、「水位計配管」
- (4) 用語の定義に関する事項 全項目
- 4-2 条例・規則に反映させず、将来的な改善も含めた指導・助言を行う項目
- (1) 水質基準等に関する項目 「水質検査を依頼する検査機関の要件」
- (2) 構造設備に関する項目 「配管」、「ろ過器」、「気泡発生装置」他2項目
- (3) 衛生措置に関する項目 「ろ過器」、「消毒装置」、「循環配管」他4項目

## 5 今後の予定について

- 令和2年11月1日~11月30日(予定) パブリックコメント実施
- 〇 令和3年1月(予定) パブリックコメント結果公表
- 〇 令和3年2月(予定) 議案提出
- 〇 令和3年4月1日(予定) 条例及び規則の施行

2

## 3 国の改正内容について (詳細)

#### 3-1 【国】水質基準等に関する指針の主な改正内容 (原湯等:原湯、原水、上がり用湯、上がり用水)

		国の改正内容	市条例等の改正内容	
項目	主な改正内容	の分類 (※1)	分類(※2)	資料1該当部分
	水素イオン濃度をpH値に改正(原湯等)	変更	0	4-1 (1)
	大腸菌群を大腸菌に改正(原湯等)	変更	0	4 - 1 (1)
	過マンガン酸カリウム消費量に有機物(全有機炭素(TOC)の量) を追加加(原湯等及び浴槽水)	追加	0	4-1 (1)
原湯等、浴槽水の水質	【色度、濁度、pH値、有機物(全有機炭素(TOC)の量)及び大腸 菌】水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)で 定める検査方法による(原湯等及び浴槽水)	変更	0	4-1 (1)
	【レジオネラ属菌】検査方法は、ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法のいずれかによること。	変更	0	4-1 (1)
	水質検査を依頼する際は、精度管理を行っている検査機関に依頼 することが望ましい(原湯等及び浴槽水)	新規	0	4 - 2 (1)

#### 3-2 【国】公衆浴場及び旅館業における衛生等管理要領の主な改正内容

#### (1) 構造設備に関する項目

		国の改正内容	市条例等σ	)改正内容
項目	主な改正内容	の分類 (※1)	分類(※2)	資料1 該当部分
水位計	配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセン サー方式であること。	新規	0	4-1 (2)
配管	内部の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。	新規	0	4 - 2 (2)
調節箱	清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬 剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。	新規	0	4-1 (2)
ろ過器	浴槽ごとに設置することが望ましい。	追加	0	4 – 2 (2)
気泡発生装置等	連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。 点検、清掃及び排水が容易に行うことができる構造であること。	追加	0	4 - 2 (2)
貯湯槽	完全に排水できる構造とすること。	追加	0	4 - 2 (2)
オーバーフロー水等の 再利用	再度利用する場合は、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接 続しない構造になっていること。	追加	_	_
電気浴器用電源装置	電気用品安全法に基づき製造、輸入されたものであること。(電気用品取締法が平成13年に改題)	変更	0	4 - 2 (2)

 $_{\rm **}$ 1 国の改正内容の分類  $\rightarrow$  新規:新たに定められたもの 追加:既存の基準に追加されたもの

変更:表記等が変更されたもの

% 2 市条例等の改正内容の分類  $\Rightarrow$  ②:改正を行うもの  $\bigcirc$ :指導・助言を行うもの

済:市条例において規定済みのもの 一:市条例において該当しないもの

#### (2) 衛生措置に関する項目

		国の改正内容	市条例等の改正内容		
項目	主な改正内容	の分類 (※1)	分類(※ 2)	資料1該当部分	
水位計配管	少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去。	新規	0	4-1 (3)	
シャワー	少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるよう通水。 ヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄、消毒。	新規	0	4 - 2 (3)	
気泡発生装置等	適宜清掃、消毒。	新規	0	4 - 2 (3)	
ろ過器及び消毒装置	浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。	新規	0	4-2 (3)	
循環配管	図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。 年に1回程度は、配管内部を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。(旧:除去を行うことが望ましい)	追加	0	4 - 2 (3)	
集毛器	毎日清掃、消毒すること。( <b>規定済</b> )	追加	済	_	
貯湯槽	60°C以上を保ち、最大使用時にも55°C以上にすること。 (規定 済) これにより難い場合は、消毒装置を設置すること。 設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。	追加	済	_	
調節箱	生物膜の状況を監視し、必要に応じて <u>清掃<b>(規定済)</b></u> 及び消毒。 (旧:調整箱。清掃及び消毒)	追加	済	_	
気泡発生装置等	内部に生物膜が形成されないよう適切に管理すること。	追加	0	4 - 2 (3)	
オーバーフロー水等の 再利用	再度利用する場合は、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の 清掃及び消毒を頻繁に行うこと。	追加	_	_	
浴槽水の消毒	浴槽水中の遊離残留塩素濃度が0.4mg/L~1.0mg/Lを保つよう、 濃度管理を行うこと。	変更	0	4-1 (3)	
	結合塩素のモノクロラミン濃度が3mg/L程度を保つよう、濃度 管理を行うこと。	追加	0	4-1(3)	
その他	露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないよう注意すること。	新規	0	4-2 (3)	

#### (3) 用語の定義等

		国の改正内容	市条例等の改正内容	
項目	主な改正内容	の分類	分類(※2)	資料1 該当部分
用語の定義	飲料水、貯湯槽、ろ過器、集毛器、調節箱、循環配管、循環式浴 槽について、定義を追加。	新規	0	4-1 (4)
表記の整理	上り用湯、上り用水を上がり用湯、上がり用水に改正。	変更	0	4-1 (4)

## 川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに川崎市旅館 業法施行条例及び同施行規則の一部改正について(案)

## 一市民の皆様から御意見を募集します―

令和元年9月19日に生食発0919第8号により「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」が改正されました。公衆浴場や旅館業における入浴設備について、厚生労働科学研究でレジオネラ症発生防止対策等に関する最新の知見等が得られていること等による地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

今般、国の助言に基づき、川崎市では、水質基準として定める検査項目や検査方法、衛生措置及び構造設備の基準等に関して、レジオネラ症などの感染症予防対策を徹底するため、川崎市公衆浴場法施行条例、川崎市旅館業法施行条例等の一部改正を予定しています。

つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

#### 1 意見の募集期間

令和2年11月1日(日)~11月30日(月)

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、8:30~17:15 (土日祝日を除く) にお越しください。

#### 2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- (2) 健康福祉局保健所生活衛生課 (ソリッドスクエア西館12階)
- (3)情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)
- (4) 各区役所(市政資料コーナー、衛生課)

#### 3 意見提出方法

題名、氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

#### (2) 郵送

〒210-8577 川崎区宮本町1番地 川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

#### (3) 持参

健康福祉局保健所生活衛生課(幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階)

(4) ファクシミリ

FAX番号 044-200-3927 (健康福祉局保健所生活衛生課)

#### 4 注意事項

- (1) お寄せいただいた御意見について、個別回答はいたしませんが、御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表します。
- (2) 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- (3) 記載いただきました個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市 個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

#### 5 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

電 話:044-200-2448 (8:30~17:15、土日祝日を除く)

FAX : 044-200-3927

## 川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに 川崎市旅館業法施行条例及び同施行規則の一部改正について

## 1 川崎市条例等の経緯について

- 〇公衆浴場法、旅館業法に基づき、都道府県は条例で、公衆浴場及び旅館業の施設に関する構造設備基準等について必要な措置を講じなければならないとされています。
- 〇県から当該権限が移譲されている本市においては、川崎市公衆浴場法施行条例・同施行規則、川崎市旅館業法施行条例・同施行規則を制定し、構造設備基準等を規定しています。
- 〇令和元年9月に、国の通知が発出され次の指針・要領が改正されました。
- ●公衆浴場における水質基準等に関する指針
- ●公衆浴場における衛生等管理要領
- ●旅館業における衛生等管理要領
- 〇同指針・要領は地方自治法の規定に基づく技術的助言であり、各自治体においては、地域の実情を踏まえた 条例・規則の改定を検討・実施しており、本市においても一定の見直しを行うものです。

## 2 川崎市の営業許可施設について

令和2年9月末現在、川崎市内には、公衆浴場営業許可施設は225施設、旅館業営業許可施設は123施設あります。

表 1 公衆浴場営業許可施設の種別と施設数

単位	:	(施設)

一般么	<b>公衆浴場(銭湯</b> )	35 (35)
その	保養・休養(いこいの家、日帰り温泉等)	64 (64)
その他の公衆浴場	個室	77 (—)
	スポーツ(フィットネスクラプ、スポーツセンター等)	30 (30)
冶場	上記以外(サウナ、酵素風呂、エステティックサロン等)	19 (10)

表2 旅館業営業許可施設の種別と施設数 単位:(施設)

旅館・ホテル営業	60 (12)
簡易宿所営業	60 (26)
下宿営業	3 (1)

※()内の数字は、共同利用入浴設備を有する施設数

## 3 国の改正内容について

3-1 【国】水質基準等に関する指針の主な改正内容

水質の検査項目、検査方法、水質基準の改正内容は表3のとおりです。

表3 水質基準等の改正内容 (原湯等:原湯、原水、上がり用湯、上がり用水)

原	浴	検査項目		検査	方法	水質	[基準
湯等	槽水	旧	新	IB	新	IB	新
0		大腸菌群	大腸菌	乳糖プイヨンープリリアン トグリーン乳糖胆汁プ イヨン培地法又は特 定酵素基質培地法	特定酵素基質培地法	50 ミリリットル中に 検出されないこと。	検出されないこと。
0	0	過マンガン酸 カリウム消費 量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) ※場合によっては、過ペッカ*ン酸がリウム消費量	滴定法	TOC は全有機炭素 計測定法 過マンガン酸カリ ウム消費量は滴定 法	原湯等 10 mg/L 以下 浴槽水 25 mg/L 以下	TOC: 原湯等3 mg/L 以下 浴槽水8 mg/L 以下 過マンカ*ン酸カリウム消費量: 原湯等10 mg/L 以下 浴槽水 25 mg/L 以下

#### 3-2 【国】公衆浴場及び旅館業における衛生等管理要領の主な改正内容

- (1) 構造設備に関する項目
- ア 新たに衛生管理がしやすい構造が定められたもの 「水位計」、「配管」、「調節箱」
- イ 既存の項目に基準が追加されたもの 「ろ過器」、「気泡発生装置」、「貯湯槽」、他1項目
- (2) 衛生措置に関する項目
- ア 新たに管理の方法や頻度が定められたもの 「水位計配管」、「シャワー」、「気泡発生装置」、他2項目
- イ 既存の項目に基準が追加されたもの
  - 「循環配管」、「集毛器」、「貯湯槽」、他3項目
- ウ 既存の基準が変更・追加されたもの
  - 「浴槽水の消毒」
  - 遊離残留塩素濃度が「1 リットル中 0.2 ないしは 0.4 ミリグラム程度」から「1 リットル中 0.4 ミリグラム程度」
  - 「結合塩素のモノクロラミンの濃度が1リットル中3ミリグラム程度を保つこと」
- (3) その他
- ア 新たに用語の定義が定められたもの 「飲料水」、「貯湯槽」、「ろ過器」、他4項目

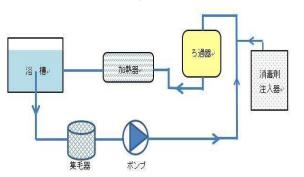


図1:浴槽の循環ろ過装置(例)

## 4 川崎市公衆浴場法及び旅館業法施行条例等の一部改正について

国の指針・要領の改正内容と本市施設の実情を踏まえ、次のとおりにします。

- 4-1 新たな国の基準を条例等に反映させる項目
- (1) 水質基準等に関する項目 全項目
- (2) 構造設備に関する項目 「水位計」、「調節箱」
  - ※ ただし、施設改修が必要となる場合は当該改修終了後まで現行基準を適用する経過措置を設けます。
- (3) 衛生措置に関する項目 「浴槽水の消毒」、「水位計配管」
- (4) 用語の定義に関する事項 全項目
- 4-2 条例・規則に反映させず、将来的な改善も含めた指導・助言を行う項目
- (1) 水質基準等に関する項目 「水質検査を依頼する検査機関の要件」
- (2) 構造設備に関する項目 「配管」、「ろ過器」、「気泡発生装置」他2項目
- (3) 衛生措置に関する項目 「ろ過器」、「消毒装置」、「循環配管」他4項目

## 5 今後の予定について

- 〇 令和3年1月(予定) パブリックコメント結果公表
- 〇 令和3年4月1日(予定) 条例及び規則の施行

7

生食発 0 9 1 9 第 8 号令和元年 9 月 1 9 日

都道府県知事 各保健所設置市市長 殿 特別区区長

> 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 ( 公 印 省 略 )

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場及び旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な 指導をお願いしているところですが、今般、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られて いること等を踏まえ、本通知を別添1~3のとおり改正するので、貴管下の関係者へ周知 徹底及び指導等をお願いいたします。

また、本通知の適用に伴い「公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び 同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針につい て」(平成14年10月29日健発第1029004号厚生労働省健康局長通知)については、廃止 とします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

(傍線部分は改正)

#### 改正後 現行 公衆浴場における水質基準等に関する指針 公衆浴場における水質基準等に関する指針

- び水質の検査方法を定めることを目的とする。
- 第2 この指針において使用する用語は、次の各号で定めるとおりとす る。
  - 1 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温 水をいう。
  - 2 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整 する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をい う。
  - 3 「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓 から供給される温水をいう。
  - 4 「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓 から供給される水をいう。
  - 5 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- 第3 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準及びその検査 方法は、次の各号に規定するとおりとする。

- 第1 この指針は、公衆浴場において使用する水につき、水質の基準及 | 第1 この指針は、公衆浴場において使用する水につき、水質の基準及 び水質の検査方法を定めることを目的とする。
  - 第2 この指針において使用する用語は、次の各号で定めるとおりとす る。
    - 1 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温 水をいう。
    - 2 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整 する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をい う。
    - 3 「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓か ら供給される温水をいう。
    - 4 「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓か ら供給される水をいう。
    - 5 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
  - 第3 原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質基準及びその検査方法 は、次の各号に規定するとおりとする。

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、1のア<u>か</u>ら工までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

- 1 水質基準
  - ア 色度は、5度以下であること。
  - イ 濁度は、2度以下であること。
  - ウ pH値は、5.8以上8.6以下であること。
  - エ <u>有機物(全有機炭素(TOC)の量)は3mg/L以下、又は、過マン</u> ガン酸カリウム消費量は10mg/L以下であること。
    - (注) 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物(全有機炭素(TOC)の量)の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、10mg/L以下であることとする。
- オ 大腸菌は検出されないこと。
- カ レジオネラ属菌は、検出されないこと(10cfu/100mL 未満)。
- 2 検査方法
  - ア 色度、濁度、pH値、有機物(全有機炭素(TOC)の量)及び大腸菌 の検査方法は、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労 働省令第101号)で定める検査方法によること。また、過マンガ

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、1のア<u>な</u>いし工の基準の一部又は全部を適用しないことができる。

#### 1 水質基準

- ア 色度は、5度以下であること。
- イ 濁度は、2度以下であること。
- ウ 水素イオン濃度は、p H値 5.8~8.6 であること。
- エ <u>過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/L以下である</u>こと。

- オ 大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿〈かん〉菌であって、乳 糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気 性の菌をいう。) は 50mL 中に検出されないこと。
- カ レジオネラ属菌は、検出されないこと(10cfu/100mL 未満)。
- 2 検査方法
- ア 色度、濁度、<u>水素イオン濃度、</u>過マンガン酸カリウム消費量<u>及び大腸菌群</u>の検査方法は、<u>それぞれ</u>「水質基準に関する省令」(平成4年厚生省令第69号)で定める検査方法によること。

ン酸カリウム消費量の検査方法は、<u>同令による廃止前の</u>水質基準に関する省令(平成<u>4</u>年厚生省令第69号)で定める検査方法によること。

- (注) 大腸菌の検査方法である特定酵素基質培地法は、海水を含む試料では海洋細菌により偽陽性となることがあるため、海水を含む検体で大腸菌陽性になった場合は、ダーラム管が入った EC ブイヨン 10mL に陽性検体 100μL を接種し、44.5°Cで培養してガス産生を確認する。ガス産生が認められた場合は特定酵素基質培地による検査結果を採用する。ガス産生が認められない場合は特定酵素基質培地による大腸菌陽性の結果は偽陽性と判定すること。
- イ レジオネラ属菌の検査方法は、<u>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</u>のいずれかによること。また、その具体的手順は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)を参照すること。
- ウ 1年に1回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から3 年間保管すること。
- 工 検査の依頼に当たっては、精度管理を行っている検査機関に依頼することが望ましい。
- 第4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおり

- イ レジオネラ属菌の検査方法は、<u>冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法</u>のいずれかによること。また、その具体的手順は、<u>「新版レジオネラ症防止指針」の「<付録>1環境水のレジオネラ属菌検査方法」</u>を参照すること。
- ウ 1年に1回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から3 年間保管すること。
- 第4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおり

とする。

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、1のア及びイの基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

- 1 水質基準
  - ア 濁度は、5度以下であること。
  - イ <u>有機物(全有機炭素(TOC)の量)は8 mg/L以下、又は、過マ</u> ンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下であること。
    - (注) 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物(全有機炭素(TOC)の量)の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、25mg/L以下であることとする。
  - ウ 大腸菌群<u>(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)</u>は、1個/mL以下であること。
  - エ レジオネラ属菌は、検出されないこと(10cfu/100mL 未満)。
- 2 検査方法
- ア 濁度、<u>有機物(全有機炭素(TOC)の量)、過マンガン酸カリウム消費量</u>及びレジオネラ属菌の検査方法については、第3の検査方法によること。
- イ 大腸菌群の検査方法

とする。

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、1のア及びイの基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

- 1 水質基準
- ア 濁度は、5度以下であること。
- イ 過マンガン酸カリウム消費量は、25mg ∕L 以下であること。

- ウ 大腸菌群は、1個/mL以下であること。
- エ レジオネラ属菌は、検出されないこと(10cfu/100mL 未満)。
- 2 検査方法
- ア 濁度、<u>過マンガン酸カリウム消費量</u>及びレジオネラ属菌の検査 方法については、第3の検査方法によること。
- イ 大腸菌群の検査方法

下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設 省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌群数の検定方法による こと。なお、試料は希釈せずに使用すること。

- ウ ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。)、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。
- エ 検査の依頼に当たっては、精度管理を行っている検査機関に依 頼することが望ましい。

- 「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。
- ウ ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。)、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

改正後	現行
公衆浴場における衛生等管理要領	公衆浴場における衛生等管理要領

#### I 総則

#### 第1目的

この要領は、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の 健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場におけ る衛生等の向上及び確保を図ることを目的とする。

#### 第2 適用の範囲及び用語の定義

- 1 この要領は、公衆浴場及び浴場業を営む者について適用する。
- 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。
  - (1) 「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる 公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活にお いて保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。
  - (2) 「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、以下に分類される。
  - 1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は 休養のための施設を有するもの
  - 2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ 施設に付帯するもの

#### I 総則

#### 第1目的

この要領は、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の 健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場におけ る衛生等の向上及び確保を図ることを目的とする。

#### 第2 適用の範囲及び用語の定義

- 1 この要領は、公衆浴場及び浴場業を営む者について適用する。
- 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。
- (1) 「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる 公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活にお いて保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。
- (2) 「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、以下に分類される。
- 1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は 休養のための施設を有するもの
- 2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ 施設に付帯するもの

- 3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの
- 4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの
- 5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
- 6) その他のもの
- (3) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 「上<u>が</u>り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から 供給される温水をいう。
- (6) 「上<u>が</u>り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から 供給される水をいう。
- (7) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- (8) 「飲料水」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に 規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)その他 飲用に適する水をいう。
- (9) 「貯湯槽」とは、原湯等を貯留する槽(タンク)をいう。
- (10) 「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子 や繊維等を除去する装置をいう。
- (11) 「集毛器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪 や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

- 3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの
- 4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの
- 5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
- 6) その他のもの
- (3) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する 目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (6) 「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (7) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

- (12) 「調節箱」とは、洗い場の湯栓(カラン)やシャワーに送る湯の温 度を調節するための槽(タンク)をいう。
- (13) 「循環配管」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるため の配管をいう。
- (14) 「循環式浴槽」とは、温泉水や水道水の使用量を少なくする目的で、 浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。

#### 第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、 湯水を再利用するための貯湯槽及びそれらの設備をつなぐ配管等により、複 雑な循環系を構成することが多くなっている。また、かけ流し式浴槽施設に おいても、施設の大型化や多様化に伴い、温泉資源や湯量の確保を目的とし た貯湯槽が設置されていたり、複数の浴槽への配水のために配管が複雑になっていたりしている。加えて、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、気 泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡 発生装置等」という。)や打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽 しませる設備が付帯されるようになってきた。これまでのレジオネラ症の発 生事例を踏まえると、これらの設備は衛生管理を十分行うことができるよう、 構造設備上の措置が必要である。

浴槽水の微生物汚染は、入浴者の体表、土ぼこり等に存在する微生物が持ち込まれることにより発生する。さらに、それらの微生物は、常に供給される入浴者からの有機質により増殖し、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に生物膜を形成する。しかも、その生物膜により、外界からの不利な条件(塩素剤等

#### 第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、 湯水を再利用するため一時的に貯留する槽(タンク)及びそれらの設備をつ なぐ配管を伴い、複雑な循環系を構成することが多くなっている。また、<u>温</u> 泉水を利用する設備、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、<u>ジャグジー</u> や打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽しませる設備が付帯さ れるようになってきた。これまでのレジオネラ症の発生事例を踏まえると、 これら設備の衛生管理、構造設備上の措置を十分行う必要がある。

浴槽水を汚染する微生物は、入浴者の体表に付着したり、土ぼこり及び露 天風呂等から侵入する。温泉水等を利用する施設で一時的に湯を貯留する設 備を設けると、それが微生物に汚染されやすい。これらの設備は、土ぼこり が入りにくくし、清掃や消毒を十分行うことが必要である。

また、浴槽水は、入浴者から各種の有機質が常に補給され、これらを栄養源として、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に定着して微生物が定着・増殖する。 しかも、その菌体表面に生産された生物膜によって、外界からの不利な条件 (塩素剤等の殺菌剤)から保護されているため、浴槽水を消毒するだけでは の殺菌剤)から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ 属菌等の微生物汚染を除去できない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常 にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたな らば直ちにそれを除去しなければならない。ろ過器に次いで、配管は生物膜 の形成場所となりやすいため、設計施工時に配管を最短にする、図面等によ り配管の状況を正確に把握し、既存の不要な配管を除去する等の対応が必要 である。

気泡発生装置等を設置した浴槽や打たせ湯、シャワー等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすい。連日使用している浴槽水<u>を気泡発生装置等を設置した浴槽で使用しない、</u>打たせ湯等<u>には</u>再利用された浴槽水<u>を使用しない</u>等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らさなければならない。

新規営業開始時や休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険 性が高いので、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。

#### II 施設設備

#### 第1 一般公衆浴場

#### 1 施設全般

- (1) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。
- (2) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、 窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること。
- (3) 施設内の採光、照明及び換気が十分行うことができる構造設備であること。

レジオネラ属菌等の微生物の繁殖は防げない。そのため、浴槽水の消毒のみ ならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を 認めたならば直ちにそれを除去することが必要である。

<u>ジャグジー</u>や打たせ湯等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすい<u>ので、</u>連日使用している浴槽水<u>でジャグジー</u>等<u>の</u>使用を<u>控えたり、</u>打たせ湯等<u>で</u>再利用された浴槽水<u>の使用を控える</u>等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らすことが必要である。

#### II 施設設備

#### 第1 一般公衆浴場

#### 1 施設全般

- (1) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。
- (2) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、 窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること。
- (3) 施設内の採光、照明及び換気が十分行うことができる構造設備であること。

#### 2 下足場

はきものを安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

#### 3 脱衣室

- (1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、屋外から 見通しのできない構造であること。
- (2) 脱衣室の床面積(洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。)は、 男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上である ことが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1 平方メートル×1.5

- (注) 毎時最大浴場利用人員……おおむね、平均人員の2倍 20……着脱衣、休憩等に要する時間(分)
  - 1.1 平方メートル……入浴者 1人当たりの衣服の着脱等に要する 面積
  - 1.5……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積
- (3) 床面は、耐水性の材料を用いること。
- (4) 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に 応じて設けること。

なお、脱衣箱 (かご) の数は、次により算出される数以上であること が望ましいこと。

每時最大浴場利用人員×50/60

(注) 50……浴場利用時間(分)

#### 2 下足場

はきものを安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

#### 3 脱衣室

- (1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、屋外から 見通しのできない構造であること。
- (2) 脱衣室の床面積(洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。)は、 男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上である ことが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1 平方メートル×1.5

- (注) 毎時最大浴場利用人員……おおむね、平均人員の2倍 20……着脱衣、休憩等に要する時間(分)
  - 1.1 平方メートル……入浴者 1人当たりの衣服の着脱等に要する 面積
  - 1.5……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積
- (3) 床面は、耐水性の材料を用いること。
- (4) 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に 応じて設けること。

なお、脱衣箱 (かご) の数は、次により算出される数以上であること が望ましいこと。

每時最大浴場利用人員×50/60

(注) 50……浴場利用時間(分)

- (5) 開放できる窓又は換気設備等を有すること。
- (6) 洗面設備を設けること。
- (7) 洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する場合は、脱衣室の機能に支 障を来さない場所とすること。
- (8) 洗濯機を設置する場合には、専用の排水口を設けること。 なお、ドライクリーニング用洗濯機を備えないこと。 また、乾燥機を設置する場合には、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出 できる構造であること。

#### 4 浴室

- (1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。
- (2) 浴室の床面、周壁(床面から1m以上)及び浴槽は、耐水性の材料を 用いること。
- (3) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね 100 分の 1.5 以上)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

また、すべりにくい材質又は構造とすることが望ましいこと。

(4) 浴室の天井は、適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないように すること。

また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。

(5) 洗い場の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

- (5) 開放できる窓又は換気設備等を有すること。
- (6) 洗面設備を設けること。
- (7) 洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する場合は、脱衣室の機能に支 障を来さない場所とすること。
- (8) 洗濯機を設置する場合には、専用の排水口を設けること。 なお、ドライクリーニング用洗濯機を備えないこと。 また、乾燥機を設置する場合には、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出 できる構造であること。

#### 4 浴室

- (1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。
- (2) 浴室の床面、周壁(床面から1m以上)及び浴槽は、耐水性の材料を 用いること。
- (3) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね 100 分の 1.5 以上)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

また、すべりにくい材質又は構造とすることが望ましいこと。

(4) 浴室の天井は、適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないように すること。

また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。

(5) 洗い場の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1平方メートル×1.5

- (注) 20……洗い場使用時間(分)
  - 1.1平方メートル……入浴者1人当たりの洗い場使用面積
  - 1.5……通路等に要する面積の係数
- (6) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水(湯)栓、洗い桶及び 腰掛を備えること。

なお、給水 (湯) 栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により 算出される数 (組) 以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×20/60

- (注) 20……洗い場使用時間(分)
- (7) 給水(湯)栓は他の組の中心点との距離がおおむね 70cm 以上であること。

なお、90cm 程度の間隔が望ましいこと。

- (8) 洗い場の排水溝は、危害を防止し、かつ、排水等に支障のない構造であること。
- (9) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×10/60×0.7平方メートル×1.2

- (注) 10……浴槽使用時間(分)
  - 0.7平方メートル……入浴者1人当たりの浴槽使用面積
  - 1.2……浴槽内の踏段、注(湯水)口等に要する面積の係数
- (10) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりお

毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1平方メートル×1.5

- (注) 20……洗い場使用時間(分)
  - 1.1平方メートル……入浴者1人当たりの洗い場使用面積
  - 1.5……通路等に要する面積の係数
- (6) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水(湯)栓、洗い桶及び 腰掛を備えること。

なお、給水(湯)栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により 算出される数(組)以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×20/60

- (注) 20……洗い場使用時間(分)
- (7) 給水(湯)栓は他の組の中心点との距離がおおむね 70cm 以上であること。

なお、90cm 程度の間隔が望ましいこと。

- (8) 洗い場の排水溝は、危害を防止し、かつ、排水等に支障のない構造であること。
- (9) 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×10/60×0.7 平方メートル×1.2

- (注) 10……浴槽使用時間(分)
  - 0.7平方メートル……入浴者1人当たりの浴槽使用面積
  - 1.2……浴槽内の踏段、注(湯水)口等に要する面積の係数
- (10) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりお

おむね5cm 以上(15cm 以上が望ましいこと。) の適当な高さを有すること。

また、必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児 等に配慮したものであることが望ましいこと。

(11) 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造であること。

ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、その 付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。

- (12) ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講じること。
- 1) ろ過器は、<u>浴槽ごとに設置することが望ましく、</u>1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- 2) 浴槽における原水又は原湯の注入口は、<u>循環配管に</u>接続せず、浴槽水 面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- 3) 循環してろ過された湯水<u>は</u>浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。
- 4) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (13) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でない

おむね5cm 以上(15cm 以上が望ましいこと。) の適当な高さを有すること。

また、必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児 等に配慮したものであることが望ましいこと。

(11) 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造であること。

ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、その 付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。

- (12) ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講じること。
- 1) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆 洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる 構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集 毛器を設けること。
- 2) 浴槽における原水又は原湯の注入口は、<u>湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)</u>に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- 3) 循環してろ過された湯水<u>が</u>浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。
- 4) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (13) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でない

こと。

- (14) <u>気泡発生装置等</u>を設置する場合には、<u>連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。また、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、</u>空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。
- (15) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
- (16) <u>オーバーフロー水及び</u>オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。
- (17) 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に温度計を備えること。
- (18) 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等 を要しないセンサー方式であること。
- (19) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。
- <u>(20)</u> 使用済みのカミソリ等を廃棄するための容器を備えること。
- (21) シャワー設備を設ける場合は、適当な温度の湯を十分に供給でき、 湯の温度を調節できるものであること。

また、立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴 槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等を こと。

- (14) <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる</u> <u>設備(以下「気泡発生装置等」という。)</u>を設置する場合には、空気取入 口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (15) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
- (16) オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。
- (17) 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に温度計を備えること。

- <u>(18)</u> 使用済みのカミソリ等を廃棄するための容器を備えること。
- (19) シャワー設備を設ける場合は、適当な温度の湯を十分に供給でき、 湯の温度を調節できるものであること。

また、立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴 槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等を 備えること。

(22) 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌 が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるよう にすること。

#### 5 飲料水供給設備

浴室、脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に1か所以上の飲料水を供給 する設備を設けること。

- 6 給水、給湯設備
  - (1) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質は、 本通知の別添 1 「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知) に適合してい ることを確認したものであること。
- (2) <u>貯湯槽は、</u>通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで 60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55°C以上に保つ能力を有 する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属 菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。<u>貯湯</u> 槽は完全に排水できる構造とすること。
- (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

#### 7 便所

(1) 男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設けること。

備えること。

#### 5 飲料水供給設備

浴室、脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に1か所以上の飲料水を供給 する設備を設けること。

- 6 給水、給湯設備
- (1) 水道水以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する 場合は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合していることを確認したものであること。
- (2) <u>原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)の温度を、</u>通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで 60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。
- (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

#### 7 便所

(1) 男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設けること。

また、高齢者、小児等に配慮した便器を設けることが望ましいこと。

- (2) 窓又は換気設備等を有すること。
- (3) 流水式手洗い設備が備えられていること。

#### 8 排水設備

- (1) 浴場の汚水を屋外の下水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること。
- (2) 排水溝、排水管及びこれに付属する排水ますは、コンクリート等の不 浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出を防ぐために必要な設備と すること。
- (3) 排水溝及び排水ますは、衛生害虫等が発生せず、かつ、ねずみが侵入しにくい構造であること。

#### 9 休息室

必要に応じ、休息のための場所を設けること。

- 10 その他の入浴設備を設ける場合
  - (1) サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気のもの)を設ける場合
  - 1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。
  - 2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるようおおむね 100 分の 1.5 以上の適当な勾配を付け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

また、室内には、掃除の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。

また、高齢者、小児等に配慮した便器を設けることが望ましいこと。

- (2) 窓又は換気設備等を有すること。
- (3) 流水式手洗い設備が備えられていること。

#### 8 排水設備

- (1) 浴場の汚水を屋外の下水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること。
- (2) 排水溝、排水管及びこれに付属する排水ますは、コンクリート等の不 浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出を防ぐために必要な設備と すること。
- (3) 排水溝及び排水ますは、衛生害虫等が発生せず、かつ、ねずみが侵入しにくい構造であること。

#### 9 休息室

必要に応じ、休息のための場所を設けること。

- 10 その他の入浴設備を設ける場合
  - (1) サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気のもの)を設ける場合
  - 1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。
  - 2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるようおおむね 100 分の 1.5 以上の適当な勾配を付け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

また、室内には、掃除の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。

3) サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。

また、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。

- 4) サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に 近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設け ること。
- 5) サウナ室又はサウナ設備の適温を保つため、温度調節設備を備えること。
- 6) サウナ室又はサウナ設備には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。
- 7) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。

- (2) 露天風呂を設ける場合
- 1) 4浴室(1)、(2)及び(10)~(19)に準じた構造とすること。
- 2) 屋外に設けられる浴槽の浴槽内面積及び浴槽に付帯する通路等の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、十分な面積であること。
- 3) 屋外には洗い場を設けないこと。
- 4) 浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。

3) サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。

また、入浴者が接触するおそれのあるところに金属 部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。

- 4) サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に 近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設け ること。
- 5) サウナ室又はサウナ設備の適温を保つため、温度調節設備を備えること。
- 6) サウナ室又はサウナ設備には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。
- 7) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。

- (2) 露天風呂を設ける場合
- 1) 4浴室(1)、(2)及び(10)~(17)に準じた構造とすること。
- 2) 屋外に設けられる浴槽の浴槽内面積及び浴槽に付帯する通路等の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、十分な面積であること。
- 3) 屋外には洗い場を設けないこと。
- 4) 浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。

#### (3) 電気浴器を設ける場合

電気浴器用電源装置は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号) に基づき、製造・輸入されたものであること。

#### 11 付帯施設

娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合は、入浴施設と 明確に区分すること。

#### 第2 その他の公衆浴場

その他の公衆浴場にあっては、前記第1を準用する。

なお、公衆浴場の利用目的、利用形態等により、これにより難い場合であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、一部適用を除 外することができるものとする。

#### III 衛生管理

#### 第1 一般公衆浴場

#### 1 施設全般の管理

(1) 施設整備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川 及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこ と。

場所	清掃及び消毒	
脱衣室内の人が直接接触するとこ	毎日清掃	
ろ(床、壁、脱衣箱、体重計等)	1 <u>か</u> 月に1回以上消毒	

#### (3) 電気浴器を設ける場合

電気用品取締法に基づく型式承認を受けたものであること。

#### 11 付帯施設

娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合は、入浴施設と 明確に区分すること。

#### 第2 その他の公衆浴場

その他の公衆浴場にあっては、前記第1を準用する。

なお、公衆浴場の利用目的、利用形態等により、これにより難い場合であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、一部適用を除 外することができるものとする。

#### III 衛生管理

#### 第1 一般公衆浴場

#### 1 施設全般の管理

(1) 施設整備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川 及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこ と。

場所	清掃及び消毒
脱衣室内の人が直接接触するとこ	毎日清掃
ろ(床、壁、脱衣箱、体重計等)	1月に1回以上消毒

			1
浴室内の人が直接接触するところ	毎日清掃	浴室内の人が直接接触するところ	毎日清掃
(床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワ	1 <u>か</u> 月に1回以上消毒	(床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワ	1月に1回以上消毒
一用カーテン等)		一用カーテン等)	
浴槽	毎日完全に換水して浴槽を清掃	浴槽	毎日完全に換水して浴槽を清掃
	すること。ただし、これにより		すること。ただし、これにより
	難い場合にあっても、1週間に		難い場合にあっても、1週間に
	1回以上完全に換水して浴槽を		1回以上完全に換水して浴槽を
	清掃		清掃
ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十	ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十
	分に逆洗浄して汚れを排出する		分に逆洗浄して汚れを排出する
	とともに、ろ過器及び循環配管		とともに、ろ過器及び循環配管
	について、適切な方法で生物膜		について、適切な方法で生物膜
	を除去、消毒(注)※1※2		を除去、消毒(注)※1※2
	図面等により、配管の状況を正		
	確に把握し、不要な配管を除去		
	<u>すること</u>		
水位計配管	少なくとも週に1回、適切な消	_(新規)_	
	<u>毒方法で生物膜を除去</u>		
<u>シャワー</u>	少なくとも週に1回、内部の水	(新規)_	
	が置き換わるように通水		
	シャワーヘッドとホースは6か		

		1	Г	Т
	月に1回以上点検し、内部の汚			
	れとスケールを1年に1回以上			
	<u>洗浄、消毒</u>			
集毛器	毎日清掃 <u>、消毒</u>		集毛器	毎日清掃
貯湯槽	<u>60℃以上を保ち、最大使用時に</u>		貯湯槽	生物膜の状況を監視し、必要に
	<u>も55℃以上とし、これにより難</u>			応じて清掃及び消毒(注)※3
	い場合は消毒装置を設置し、生			
	物膜の状況を監視し、必要に応			
	じて清掃及び消毒(注)※3			
	設備の破損等の確認、温度計の			
	性能の確認を行うこと			
調節箱	生物膜の状況を監視し、必要に		調整箱(洗い場の湯栓、シャワーへ	清掃及び消毒
	<u>応じて</u> 清掃及び消毒 <u>(注)※3</u>		湯を送る箱)	
<u>気泡発生装置</u>	適宜清掃、消毒		_(新規)_	
浴室内の排水口	適宜清掃、汚水を適切に排水		浴室内の排水口	適宜清掃 <u>し</u> 、汚水を適切に排水
				<u>する</u>
空気調和装置(フィルター等)、換	適宜清掃		空気調和装置(フィルター等)、換	適宜清掃
気扇			気扇	
飲用水を供給する受水槽、高置水槽	1年に1回以上清掃(注)※4		飲用水を供給する受水槽、高置水槽	1年に1回以上清掃(注)※4
その他の給水、給湯設備	必要に応じて清掃、消毒		その他の給水、給湯設備	必要に応じて清掃、消毒
便所	毎日清掃し、防臭に努め <u>、</u>		便所	毎日清掃し、防臭に努め <u>る</u>

	1 <u>か</u> 月に1回以上消毒	
排水設備(排水溝、排水管、汚水ま	適宜清掃し、防臭に努め、常に	
す、温水器(排湯熱交換器)等)	流通を良好に保ち、1 <u>か</u> 月に1	
	回以上消毒	
その他の施設(娯楽室、マッサージ	毎日清掃	
室、アスレチック室等)	6 <u>か</u> 月に1回以上消毒	
施設の周囲	毎日清掃	

- (注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)等を参考にすること。
  - ※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の 状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。
  - ※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を 着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低 温になりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水 すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温に なりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水する こと。

	1月に1回以上消毒
排水設備(排水溝、排水管、汚水ま	適宜清掃し、防臭に努め、常に
す、温水器(排湯熱交換器)等)	流通を良好に保ち、1月に1回
	以上消毒
その他の施設(娯楽室、マッサージ	毎日清掃
室、アスレチック室等)	6月に1回以上消毒
施設の周囲	毎日清掃

- (注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にすること。
  - ※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の 状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと が望ましい。
  - ※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を 着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低 温になりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水 すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温に なりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水する こと。

- ※4 貯水槽の清掃は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に 係る技術上の基準(平成15年3月25日厚生労働省告示第119 号)の第2に準じて行うこととし、専門の業者に行わせるこ とが望ましいこと。
- (2) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、次表により点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

場所	点検回数
脱衣室、浴室、便所、排水設備	1 <u>か</u> 月に1回以上
その他の設備	6 <u>か</u> 月に1回以上

#### 2 換気、温度

脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気 を十分に行うこと。

なお、空気中の<u>二酸化炭素</u>濃度は 1500ppm 以下、一酸化炭素濃度は 10ppm 以下であること。

#### 3 採光、照明

施設内の各場所は、十分な照度があり、おおむね次の範囲の照度である ことが望ましいこと。

場所	照度(ルクス)	測定地点
浴室	150~300	床面
脱衣所、便所	150~300	床面
受付	300~700	作業面

- ※4 貯水槽の清掃は<u>「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」(昭和57年11月16日厚生省告示第194号)</u>の第2に準じて行うこととし、専門の業者に行わせることが望ましいこと。
- (2) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、次表により点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

場所	点検回数	
脱衣室、浴室、便所、排水設備	1月に1回以上	
その他の設備	6月に1回以上	

#### 2 換気、温度

脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。

なお、空気中の<u>炭酸ガス</u>濃度は 1500ppm 以下、一酸化炭素濃度は 10ppm 以下であること。

## 3 採光、照明

施設内の各場所は、十分な照度があり、おおむね次の範囲の照度である ことが望ましいこと。

場所	照度(ルクス)	測定地点
浴室	150~300	床面
脱衣所、便所	150~300	床面
受付	300~700	作業面

下足場	300~700	床面
廊下	75~150	床面

#### 4 脱衣室の管理

- (1) 床面は、常に適度な乾燥が保たれていること。
- (2) 足ふきマット及びベビー用シーツは、消毒等を行ったものと適宜取り替え、衛生的に保つこと。

なお、消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いること。

- (3) 脱衣室の給水栓には、飲用適又は飲用不適の旨をその付近の見やすい 場所に表示すること。
- (4) 洗濯機及び乾燥機については、利用者の見やすい場所に使用方法、禁止事項等を表示し、1<u>か</u>月に1回以上保守点検し、事故防止に留意すること。
- (5) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗う こと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚 起すること。

#### 5 浴室の管理

- (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が、常に使用できるよう毎日保守点検すること。
- (2) 浴槽水は適温に保つこと。
- (3) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水として使用する水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水質

下足場	300~700	床面
廊下	75 <b>~</b> 150	床面

#### 4 脱衣室の管理

- (1) 床面は、常に適度な乾燥が保たれていること。
- (2) 足ふきマット及びベビー用シーツは、消毒等を行ったものと適宜取り替え、衛生的に保つこと。

なお、消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いること。

- (3) 脱衣室の給水栓には、飲用適又は飲用不適の旨をその付近の見やすい場所に表示すること。
- (4) 洗濯機及び乾燥機については、利用者の見やすい場所に使用方法、禁止事項等を表示し、1月に1回以上保守点検し、事故防止に留意すること。
- (5) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗う こと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚 起すること。

#### 5 浴室の管理

- (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が、常に使用できるよう毎日保守点検すること。
- (2) 浴槽水は適温に保つこと。
- (3) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置 により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原水、

を管理すること。

- (4) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより浴水させ、清浄に保つこと。
- (5) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 0.4mg/L 程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 1mg/L を超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L 程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。

- (注)※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水 等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについ て、事前に十分な調査を行うこと。
  - ※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低 pH の泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行う

原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水質を管理すること。

- (4) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。
- (5) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 0.2 ないしは 0.4 mg/L 程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 1.0 mg/L を超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から 3 年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。

- (注)※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水 等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについ て、事前に十分な調査を行うこと。
  - ※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行う

こと等により、生物膜の生成を防止すること。

- ※3 高 pH の泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、 レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素 濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留 塩素濃度をやや高く設定すること(例えば 0.5~1mg/L など) で十分な消毒に配慮をすること。あるいは、結合塩素であるモ ノクロラミン消毒によること。アンモニア性窒素を含む場合や 高 pH の温泉浴槽水の消毒には、濃度管理が容易で、十分な消毒 効果が期待できるモノクロラミン消毒がより適していること。
- ※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒 方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措 置を行うこと。また、オゾン殺菌等<u>塩素消毒以外</u>の消毒方法を 用いる場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検 証しておくこと。
- ※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、<u>活性炭による</u>廃オゾンの処理を<u>行うなど</u>、浴槽水中に オゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- ※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の清浄を保つよう管理すること。
- (6) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤

こと等により、生物膜の生成を防止すること。

※3 高 pH の泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、 レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素 濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留 塩素濃度をやや高く設定すること(例えば 0.5~1.0mg/L など) で十分な消毒に配慮をすること。

- ※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒 方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措 置を行うこと。また、オゾン殺菌等他の消毒方法を用いる場合 には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておく こと。
- ※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、活性炭<u>などによる</u>廃オゾンの処理を<u>行い</u>、浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- ※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の清浄を保つよう管理すること。
- (6) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤

はろ過器の直前に投入すること。

- (7) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
  - (注)※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないように すること。
    - ※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして 送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬 液の注入が行われていることを毎日確認すること。
    - ※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。
- (8) <u>オーバーフロー水及び</u>回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、<u>オーバーフロー還水管及び回収槽の内部</u>の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- (9) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽 水を使用しないこと。 <u>気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよ</u> <u>うに適切に管理すること。</u>
- (10) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (11) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- (12) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル<u>につ</u>いて」等を参考にして、適切に管理すること。
- 6 飲用水供給設備の管理
  - (1) 飲用水を供給する設備については、飲用適の旨をその付近の見やすい

はろ過器の直前に投入すること。

- (7) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
  - (注)※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないように すること。
    - ※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして 送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬 液の注入が行われていることを毎日確認すること。
    - ※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。
- (8) 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、<u>回収槽の壁面</u>の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- (9) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽 水を使用しないこと。
- (10) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (11) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にして、適切に管理すること。
- 6 飲用水供給設備の管理
- (1) 飲用水を供給する設備については、飲用適の旨をその付近の見やすい

場所に表示すること。

(2) 水道法の適用を受けない飲用水及び水道事業の用に供する水道から 供給を受ける水のみを水源とする受水槽(以下、「小規模受水槽」)から 供給を受ける飲用水について次の表による水質検査を水質基準に関する 省令(平成15年厚生労働省令第101号)の基準に従い行い、その結果を 検査の日から3年間保管するとともに、基準を超える汚染が判明した場 合は、保健所に通報し、その指示に従うこと。また、これら飲用水の消 毒は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上になるように管理すること。

ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)第12条に基づき、都道府県 知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。

#### (水道法の適用を受けない飲用水)

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
水質基準に関する省令(平成15年厚	1年に1回以上
生労働省令第101号) の表の上欄に	
掲げる事項のうち、一般細菌、 <u>大腸</u>	
菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び	
<u>亜硝酸態窒素</u> 、 <u>塩化物</u> イオン、有機	
物 ( <u>全有機炭素 (TOC) の量</u> )、pH	
値、味、臭気、色度及び濁度並びに	
トリクロロエチレン <u>及び</u> テトラク	

場所に表示すること。

(2) 水道法の適用を受けない飲用水及び水道事業の用に供する水道から 供給を受ける水のみを水源とする受水槽(以下、「小規模受水槽」)から 供給を受ける飲用水について次の表による水質検査を「水質基準に関する省令 (平成4年厚生省令第69号)」の基準に従い行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、基準を超える汚染が判明した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと。また、これら飲用水の消毒は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上になるように管理すること。

ただし、「温泉法」(昭和23年法律第125号)第12条に基づき、都道府 県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。

#### (水道法の適用を受けない飲用水)

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
水質基準に関する省令(平成4年厚	1年に1回以上
生省令第69号) の表の上欄に掲げ	
る事項のうち、 <u>一般細菌</u> 、 <u>大腸菌</u>	
群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、	
<u>塩素</u> イオン、有機物 <u>等</u> ( <u>過マンガ</u>	
ン酸カリウム消費量)、pH値、味、	
臭気、色度及び濁度並びにトリク	
ロロエチレン、テトラクロロエチ	

ロロエチレン等に代表される有機 溶剤、その他の水質基準項目のうち 周辺の水質検査結果等から判断し て必要となる事項

(注) 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査 項目のうち、必要な検査を行うこと。

#### (小規模受水槽)

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上

(注) 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査 項目のうち、必要な検査を行うこと。

#### 7 給水、給湯設備の管理

- (1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。<u>貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。</u>
- (2) 給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

レン、<u>1,1,1-トリクロロエタン</u>等 に代表される有機溶剤のうち周辺 の水質検査結果等から判断して必 要となる事項

(注) 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査 項目のうち、必要な検査を行うこと。

#### (小規模受水槽)

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上

(注) 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査 項目のうち、必要な検査を行うこと。

#### 7 給水、給湯設備の管理

- (1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (2) 給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

#### 8 その他の設備の管理

- (1) サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気のもの)を設ける場合
- 1) 毎日清掃・洗浄し、1か月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の 点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保 つこと。
- 2) 換気を十分に行うこと。
- 3) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。
- 4) 1<u>か</u>月に1回以上保守点検するとともに、室内の温度及び湿度について定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。
- (2) 露天風呂を設ける場合
- 1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1<u>か</u>月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- 2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、十分に照度があること。
- 3) 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないよう注 意すること。
- 4) その他、5浴室の管理(2) ~(12) に準じて適切に管理すること。
- (3) 電気浴器を設ける場合
- 1) 1か月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

#### 8 その他の設備の管理

- (1) サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気のもの)を設ける場合
- 1) 毎日清掃・洗浄し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- 2) 換気を十分に行うこと。
- 3) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。
- 4) 1月に1回以上保守点検するとともに、室内の温度及び湿度について 定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。
- (2) 露天風呂を設ける場合(2) 露天風呂を設ける場合
- 1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- 2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、十分に照度があること。
- 3) その他、5浴室(2)~(11)に準じて適切に管理すること。
- (3) 電気浴器を設ける場合
- 1) 1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

2) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。

#### 9 入浴者に対する制限

- (1) おおむね 10 歳以上の男女を混浴させないこと。
- (2) 入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、下痢症状のある者及び泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者を入浴させないこと。
- (3) 浴槽に入る前に石ケン等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう入浴者に衛生上の注意を喚起すること。
- (4) 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を 及ぼすおそれのある行為をさせないこと。

## 10 従業者の衛生管理

- (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (3) 従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。

## 11 その他

(1) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚

2) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。

### 9 入浴者に対する制限

- (1) おおむね 10 歳以上の男女を混浴させないこと。
- (2) 入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、下痢症状のある者及び泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者を入浴させないこと。
- (3) 浴槽に入る前に石ケン等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際に もシャワー等で身体を洗い流すよう入浴者に衛生上の注意を喚起するこ と。
- (4) 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を 及ぼすおそれのある行為をさせないこと。

## 10 従業者の衛生管理

- (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
- (2) <u>結核若しくは「</u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (3) 従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。

### 11 その他

(1) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚

起する他、入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を掲示すること。

- (2) 入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと。
- (3) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
- (4) 入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの (「クリーニング所における衛生管理要領について」(昭和57年3月31日環指第48号<u>厚生省環境衛生局長通知</u>)第4消毒に規定される消毒方法 及び消毒効果を有する洗濯方法に従って処理されたもの)とすること。
- (5) 入浴者に、くし、ヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの(材質等に応じ、逆性石ケン液、紫外線消毒器等を使用して処理されたもの。)とすること。
- (6) 入浴者にカミソリを貸与する場合は、新しいもののみとすること。
- (7) 使用済みのカミソリを放置させないこと。
- (8) 入浴者に洗面道具を保管する箱を貸与するときは、不衛生にならないよう注意させるとともに、定期的に当該箱内を清掃及び消毒すること。
- (9) 善良な風俗の保持に努めなければならないこと。

## 第2 その他の公衆浴場

その他の公衆浴場にあっては、前記第1を準用する。

なお、公衆浴場の利用目的利用形態等により、これにより難い場合であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、一部適用を除外することができるものとする。

起する他、入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を掲示すること。

- (2) 入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと。
- (3) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
- (4) 入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの (「クリーニング所における衛生管理要領(昭和57年3月31日環指第48号)」第4消毒に規定される消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法 に従って処理されたもの)とすること。
- (5) 入浴者に、くし、ヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの(材質等に応じ、逆性石ケン液、紫外線消毒器等を使用して処理されたもの。)とすること。
- (6) 入浴者にカミソリを貸与する場合は、新しいもののみとすること。
- (7) 使用済みのカミソリを放置させないこと。
- (8) 入浴者に洗面道具を保管する箱を貸与するときは、不衛生にならないよう注意させるとともに、定期的に当該箱内を清掃及び消毒すること。
- (9) 善良な風俗の保持に努めなければならないこと。

# 第2 その他の公衆浴場

その他の公衆浴場にあっては、前記第1を準用する。

なお、公衆浴場の利用目的利用形態等により、これにより難い場合であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、一部適用を除外することができるものとする。

### IV 自主管理体制

- 1 営業者は、本要領に基づき、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底すること。
- 2 営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業 者のうちから責任者を定めること。
- 3 責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。
- 4 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
- (1) 浴槽、ろ過器等施設の現状を保持すること。
- (2) 浴槽の使用を中止すること。
- (3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。
  - (注) 浴槽内等に消毒剤が投入されると生きたレジオネラ属菌の検 出は困難となるが、遺伝子を検出することは可能である。

### IV 自主管理体制

- 1 営業者は、本要領に基づき、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底すること。
- 2 営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業者のうちから責任者を定めること。
- 3 責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。
- 4 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
  - (1) 浴槽、ろ過器等施設の現状を保持すること。
  - (2) 浴槽の使用を中止すること。
  - (3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。

#### 改正後

### 旅館業における衛生等管理要領

# 現行

### 旅館業における衛生等管理要領

#### I 総則

#### 第1目的

この要領は、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の 衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、旅館業に関する衛生の向 上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

#### 第2 適用の範囲及び用語の定義

- 1 この要領は、旅館業及びその営業者について適用する。
- 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。
  - (1) 「旅館業」とは、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であって、 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
  - 1) 「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業をいう。
  - 2) 「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所(客室)を、多数で共用する構造及び設備を有する施設を設けて行う営業をいう。
  - 3) 「下宿営業」とは、施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
  - (2) 「宿泊」とは、宿泊時間の長短にかかわらず寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

### I 総則

#### 第1目的

この要領は、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の 衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、旅館業に関する衛生の向 上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

#### 第2 適用の範囲及び用語の定義

- 1 この要領は、旅館業及びその営業者について適用する。
- 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。
  - (1) 「旅館業」とは、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であって、 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
  - 1) 「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業をいう。
  - 2) 「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所(客室)を、多数で共用する構造及び設備を有する施設を設けて行う営業をいう。
  - 3) 「下宿営業」とは、施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
  - (2) 「宿泊」とは、宿泊時間の長短にかかわらず寝具を使用して前各項 の施設を利用することをいう。

- (3) 「玄関帳場」又は「フロント」とは、旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。
- (4) 「寝具」とは、寝台(木等による枠組構造のものをいう。)、敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー(包布等)、寝衣(浴衣を含む。)等仮眠若しくは睡眠又はこれらに類似する行為において使用されるものをいう。
- (5) 「宴会場」又は「ホール」とは、施設内において飲食、宴会等に 興を添える形態で音楽、演芸、ショー等の興行行為ができるよう舞台 又はその他の設備を有する室又は場所をいう。
- (6) 「ロビー」とは、玄関帳場又はフロントに付属する場所で、待合わせ又は談話ができるよういす、テーブル等を有する室又は場所をいう。
- (7) 「客室」とは、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。)をいう。

なお、その床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法(いわゆる内 法)によって測定する。

- (8) 「配膳室」とは、食べられる状態になった調理食品を食堂、宴会場 その他飲食に供するところへ配膳するため一時的に保管する室又は 場所をいう。
- (9) 「洗濯室」とは、洗濯機、脱水機等が配置され、専ら洗濯が行われる室又は場所をいう。

- (3) 「玄関帳場」又は「フロント」とは、旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。
- (4) 「寝具」とは、寝台(木等による枠組構造のものをいう。)、敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー(包布等)、寝衣(浴衣を含む。)等仮眠若しくは睡眠又はこれらに類似する行為において使用されるものをいう。
- (5) 「宴会場」又は「ホール」とは、施設内において飲食、宴会等に 興を添える形態で音楽、演芸、ショー等の興行行為ができるよう舞台 又はその他の設備を有する室又は場所をいう。
- (6) 「ロビー」とは、玄関帳場又はフロントに付属する場所で、待合わせ又は談話ができるよういす、テーブル等を有する室又は場所をいう。
- (7) 「客室」とは、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。)をいう。

なお、その床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法(いわゆる内法)によって測定する。

- (8) 「配膳室」とは、食べられる状態になった調理食品を食堂、宴会場その他飲食に供するところへ配膳するため一時的に保管する室又は場所をいう。
- (9) 「洗濯室」とは、洗濯機、脱水機等が配置され、専ら洗濯が行われる室又は場所をいう。

- (10) 「浴室」とは、浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。
- (11) 「脱衣場」とは、浴室に付属し、入浴者が衣類の着脱を行う室又は 場所をいう。
- (12) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (13) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (14) 「上<u>が</u>り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓 から供給される温水をいう。
- (15) 「上<u>が</u>り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓 から供給される水をいう。
- (16) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- (17) 「飲料水」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に 規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。) その他飲用に適する水をいう。

- (10) 「浴室」とは、浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。
- (11) 「脱衣場」とは、浴室に付属し、入浴者が衣類の着脱を行う室又は場所をいう。
- (12) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (13) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (14) 「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (15) 「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (16) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- (17) 「飲料水」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に 規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。) その他飲用に適する水をいう。

- (18) 「貯湯槽」とは、原湯等を貯留する槽(タンク)をいう。
- (19) 「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。
- (20) 「集毛器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛 髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (21) 「調節箱」とは、洗い場の湯栓(カラン)やシャワーに送る湯の 温度を調節するための槽(タンク)をいう。
- (22) 「循環配管」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- (23) 「循環式浴槽」とは、温泉水や水道水の使用量を少なくする目的 で、浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。

# 第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、 湯水を再利用するため<u>の貯湯槽</u>及びそれらの設備をつなぐ配管<u>等により</u>、複 雑な循環系を構成することが多くなっている。また、<u>かけ流し式浴槽施設に</u> おいても、施設の大型化や多様化に伴い、温泉資源や湯量の確保を目的とし た貯湯槽が設置されていたり、複数の浴槽への配水のために配管が複雑にな っていたりしている。加えて、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、<u>気</u> 泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡 発生装置等」という。)や打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽 しませる設備が付帯されるようになってきた。これまでのレジオネラ症の発 生事例を踏まえると、これらの設備は衛生管理を十分行うことができるよう、 構造設備上の措置が必要である。

## 第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、 湯水を再利用するため一時的に貯留する槽(タンク)及びそれらの設備をつな ぐ配管を伴い、複雑な循環系を構成することが多くなっている。また、<u>温泉</u> 水を利用する設備、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、<u>ジャグジー</u>や 打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽しませる設備が付帯され るようになってきた。これまでのレジオネラ症の発生事例を踏まえると、<u>こ</u> れら設備の衛生管理、構造設備上の措置を十分行う必要がある。 浴槽水の微生物汚染は、入浴者の体表、土ぼこり等に存在する微生物が持ち込まれることにより発生する。さらに、それらの微生物は、常に供給される入浴者からの有機質により増殖し、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に生物膜を形成する。しかも、その生物膜により、外界からの不利な条件(塩素剤等の殺菌剤)から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ属菌等の微生物汚染を除去できない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたならば直ちにそれを除去しなければならない。ろ過器に次いで、配管は生物膜の形成場所となりやすいため、設計施工時に配管を最短にする、図面等により配管の状況を正確に把握し、既存の不要な配管を除去する等の対応が必要である。

<u>気泡発生装置等を設置した浴槽</u>や打たせ湯<u>、シャワー</u>等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすい。連日使用している浴槽水<u>を気泡発生装置等を設置した浴槽で</u>使用<u>しない、</u>打たせ湯等<u>には</u>再利用された浴槽水<u>を使用しない</u>等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らさなければならない。

新規営業開始時や休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。

浴槽水を汚染する微生物は、入浴者の体表に付着したり、土ぼこり及び露 天風呂等から侵入する。温泉水等を利用する施設で一時的に湯を貯留する設 備を設けると、それが微生物に汚染されやすい。これらの設備は、土ぼこり が入りにくくし、清掃や消毒を十分行うことが必要である。

また、浴槽水は、入浴者から各種の有機質が常に補給され、これらを栄養源として、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に定着して微生物が定着・増殖する。しかも、その菌体表面に生産された生物膜によって、外界からの不利な条件(塩素剤等の殺菌剤)から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ属菌等の微生物の繁殖は防げない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたならば直ちにそれを除去することが必要である。

<u>ジャグジー</u>や打たせ湯<u>等</u>は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすい<u>ので、</u>連日使用している浴槽水<u>で</u>ジャグジー等<u>の</u>使用を<u>控えたり、</u>打たせ湯等で再利用された浴槽水<u>の使用を控える</u>等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減ら<u>すことが必要である。</u>

## 第4 関係法令の遵守

旅館業における施設、設備等の管理等については、旅館業法(昭和23年法律第138号)、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)やこの要領によることとするほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他各種関係法令の遵守が必要である。

## 第4 関係法令の遵守

旅館業における施設、設備等の管理等については、旅館業法(昭和23年法律第138号)、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)やこの要領によることとするほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他各種関係法令の遵守が必要である。

## Ⅱ 施設設備

第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

### (施設の周囲)

1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。

#### (施設一般)

- 2 施設の外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良の 風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環 境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。

ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、 この限りでないこと。

- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入 及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、適当な防湿及び排水の設備を有すること。

# Ⅱ 施設設備

第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

## (施設の周囲)

1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。

### (施設一般)

- 2 施設の外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良の 風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環 境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。

ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、 この限りでないこと。

- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入 及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、適当な防湿及び排水の設備を有すること。

7 高齢者や子ども、障害者等の宿泊者のため、施設のバリアフリー対応がなされることが望ましいこと。

#### (玄関帳場又はフロント)

- 8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)<u>~</u>(4) までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。
  - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
  - (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対 する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
  - (3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に応対する構造の部屋を玄関に付設することができること。
  - (4) モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

7 高齢者や子ども、障害者等の宿泊者のため、施設のバリアフリー対応がなされることが望ましいこと。

### (玄関帳場又はフロント)

- 8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)<u>から(4)</u>までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。
  - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
  - (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対 する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
  - (3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に応対する構造の部屋を玄関に付設することができること。
  - (4) モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

- (5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること。
  - 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
  - 2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
  - 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

## (ロビー)

9 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

- (5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること。
  - 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
  - 2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
- 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

# (ロビー)

9 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

## (廊下、階段)

10 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、適当な幅、高さ及び踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、階段には、高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備 を設けることが望ましいこと。

#### (客室)

- 11 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (1) 客室の床面積は、7 m<sup>2</sup> (寝台を置く客室にあっては9 m<sup>2</sup>) 以上である こと。
- (2) 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
- (3) 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。

また、窓のない客室は、設けないこと。

## (浴室)

- 12 浴室の構造設備は、次の(1)<u>~</u>(5)までの要件を満たすものであること。 ただし、(6)の要件を満たす場合は、宿泊者の需要を満たすことができる 適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。
- (1) 浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
- (2) 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
- (3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上のものを有すること。

## (廊下、階段)

10 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、適当な幅、高さ及び踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、階段には、高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備 を設けることが望ましいこと。

# (客室)

- 11 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあっては9㎡)以上であること。
  - (2) 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
  - (3) 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。

また、窓のない客室は、設けないこと。

## (浴室)

- 12 浴室の構造設備は、次の(1)<u>から(5)</u>までの要件を満たすものであること。ただし、(6)の要件を満たす場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。
- (1) 浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
- (2) 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
- (3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上のものを有すること。

- (4) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。
  - 1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
  - 2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。
  - a 必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、子ど も等に配慮したものであることが望ましいこと。
  - b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。
  - c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに<u>1</u>個以上の 隔測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設 備を有すること。
  - d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。 ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、 その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をする こと。
  - e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。
  - f 入浴者の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設置する こと。

- (4) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。
  - 1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
  - 2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。
    - a 必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、子ど も等に配慮したものであることが望ましいこと。
    - b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。
    - c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の隔 測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設備 を有すること。
    - d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。 ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、 その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をする こと。
    - e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。
    - f 入浴者の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設置する こと。

- g ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講 ずること。
- ① ろ過器は、<u>浴槽ごとに設置することが望ましく、1</u>時間当たり 浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法 でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であると ともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を 設けること。
- ② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、<u>循環配管</u>に接続せず、 浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- ③ 循環してろ過された湯水<u>は</u>浴槽の底部に近い部分で補給される 構造とし、当該湯水の誤飲<u>及び</u>エアロゾルの発生を防止するこ と。
- ④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- h 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- i <u>気泡発生装置等</u>を設置する場合には、<u>連日使用している浴槽水を</u> 用いる構造でないこと。また、点検、清掃及び排水が容易に行うこ とができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構 造であること。
- j 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に 混じることのない構造であること。

- g ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講ずること。
- ① ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、 逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出すること ができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう ろ過器の前に集毛器を設けること。
- ② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器と の間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続 せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- ③ 循環してろ過された湯水<u>が</u>浴槽の底部に近い部分で補給される 構造とし、当該湯水の誤飲<u>又は</u>エアロゾルの発生を防止するこ と。
  - ④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- h 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- i <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)</u>を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- j 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に 混じることのない構造であること。

- k <u>オーバーフロー水及び</u>オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造<u>になっているとともに、</u>レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。
- 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
- m 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。
- n 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属 菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行え るようにすること。
- (5) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)のほか次に掲げるところによること。
  - 1) 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
  - 2) 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、排気口は、適当な位置に設けること。
  - 3) 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
  - 4) 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体 に接触しない構造であること。

k オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

- (5) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)のほか次に掲げるところによること。
  - 1) 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
  - 2) 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、排気口は、適当な位置に設けること。
  - 3) 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
  - 4) 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体に接触しない構造であること。

- 5) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に 適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないよう入浴上の注意に 係る表示をよく見える場所に掲示すること。
- (6) 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められること。

#### (入浴用給湯・給水設備)

- 13 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。
- (1) 原水、原湯、上<u>が</u>り用水及び上<u>が</u>り用湯として使用する水の水質は、 本通知の別添 1 「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成12年 12月15日生衛発第<u>1,811</u>号厚生省生活衛生局長通知)に適合していること を確認したものであること。
- (2) <u>貯湯槽は、</u>通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで 60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つ能力を有 する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属 菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。<u>貯湯</u> 槽は完全に排水できる構造とすること。
- (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

- 5) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に 適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないよう入浴上の注意に 係る表示をよく見える場所に掲示すること。
- (6) 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められること。

## (入浴用給湯・給水設備)

- 13 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。
- (1) 原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する水の水質は、「公衆 浴場における水質基準等に関する指針」(平成12年12月15日生衛第<u>18</u>号厚 生省生活衛生局長通知) に適合していることを確認したものであること。
- (2) <u>原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)の温度を、</u>通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。
- (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

## (脱衣場)

14 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備(脱衣場に隣接するものを含む。)及び衣類を収納する保管設備を有すること。

なお、共同浴室にあっては、脱衣場を付設すること。

### (洗面所)

- 15 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、 次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。
  - (2) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。
- (3) 共同洗面所に共同洗面設備(<u>2</u>給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。)を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。

#### (便所)

- 16 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 手洗設備は、前記の15(洗面所)に係る基準に準じて設けること。
- (2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。 なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当 な数を備え付けること。

# (脱衣場)

14 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備(脱衣場に隣接するものを含む。)及び衣類を収納する保管設備を有すること。

なお、共同浴室にあっては、脱衣場を付設すること。

## (洗面所)

- 15 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、 次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。
  - (2) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。
  - (3) 共同洗面所に共同洗面設備(<u>2</u>給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。)を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。

### (便所)

- 16 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 手洗設備は、前記の15(洗面所)に係る基準に準じて設けること。
  - (2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。 なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当 な数を備え付けること。

- (3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。 この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること
- (4) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう 十分な広さを有すること。
- (5) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。
- (6) 便所の清掃用具はその他の清掃用具と共用しないこと。

#### (調理室)

17 調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう 十分な広さを有し、構造設備については、食品衛生法(昭和22年法律第233 号)第51条の規定に基づき都道府県知事等が定める飲食店営業の施設基準に 適合するものであること。

また、その他同法に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。 なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満たす ことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けているこ と。

### (配膳用リフト及びコンテナ)

18 配膳用リフト及びコンテナを置く場合、これらは、耐久性及び不浸透性を有する材料で作られ、食品等の出し入れ及び清掃が容易に行える構造であること。

- (3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。 この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること
- (4) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう 十分な広さを有すること。
- (5) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。
- (6) 便所の清掃用具はその他の清掃用具と共用しないこと。

#### (調理室)

17 調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)第51条の規定に基づき都道府県知事等が定める飲食店営業の施設基準に適合するものであること。

また、その他同法に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。

なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けていること。

## (配膳用リフト及びコンテナ)

18 配膳用リフト及びコンテナを置く場合、これらは、耐久性及び不浸透性を有する材料で作られ、食品等の出し入れ及び清掃が容易に行える構造であること。

# (配膳室)

- 19 配膳室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 配膳室は、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有し、その他の場所とは明らかに区分すること。
  - (2) 配膳室には、配膳数量に応じ十分な大きさを有し、清掃及び食品等の 出入れが容易にできる保管設備及び配膳台を置くこと。
  - (3) 配膳室内の見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

#### (食堂等)

- 20 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (1) 宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう適当な広さを有すること。
- (2) 室内には、宿泊者等が容易に見やすい位置に温度計及び湿度計を備え 付けること。

### (洗濯室)

21 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領<u>について</u>」(昭和57年<u>3</u>月31日環 指第48号厚生省環境衛生局長通知)に準ずるものとすること。

## (配膳室)

- 19 配膳室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (1) 配膳室は、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有し、その他の場所とは明らかに区分すること。
- (2) 配膳室には、配膳数量に応じ十分な大きさを有し、清掃及び食品等の出入れが容易にできる保管設備及び配膳台を置くこと。
- (3) 配膳室内の見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

#### (食堂等)

- 20 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう適当な広さを有すること。
  - (2) 室内には、宿泊者等が容易に見やすい位置に温度計及び湿度計を備え 付けること。

## (洗濯室)

21 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に準ずるものとすること。

# (プール)

22 プールを設ける場合は、地方公共団体が定める条例等により設けることとする。定めがない場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年<u>5</u>月28日健発第052803号<u>厚生労働省健康局長通知</u>)を参照して設けることが望ましいこと。

## (給水設備)

- 23 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。 なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。
- (2) 雑用水を供給する設備を設ける場合は、飲料水との誤飲を避けるため その旨の表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること。
- (3) 埋没式(地面に埋めるものをいう。)の受水槽にあっては、雨水等による冠水を防止するためマンホールは、防水型とし、その開口部は、適当な立ち上げを有すること(10cm以上の高さを有することが望ましいこと。)。
- (4) 受水槽、高置水槽等の貯水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができ、通気管、オーバーフロー管、ドレーン管は、害虫を防除できる構造であること。
- (5) 受水槽及び高置水槽等の貯水槽の内部及び周辺は、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。

## (プール)

22 プールを設ける場合は、地方公共団体が定める条例等により設けることとする。定めがない場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日健発第052803号)を参照して設けることが望ましいこと。

### (給水設備)

- 23 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。 なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。
  - (2) 雑用水を供給する設備を設ける場合は、飲料水との誤飲を避けるため その旨の表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること。
  - (3) 埋没式(地面に埋めるものをいう。)の受水槽にあっては、雨水等による冠水を防止するためマンホールは、防水型とし、その開口部は、適当な立ち上げを有すること(10cm以上の高さを有することが望ましいこと。)。
  - (4) 受水槽、高置水槽等の貯水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができ、通気管、オーバーフロー管、ドレーン管は、害虫を防除できる構造であること。
  - (5) 受水槽及び高置水槽等の貯水槽の内部及び周辺は、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。

(6) 井戸水を飲料水として使用する場合、浅井戸にあっては、便所、汚水 溜等不潔な場所から20m以上の距離を有して位置し、その他の井戸は、 少なくとも5m以上の距離を有して位置すること。

### (し尿及び排水処理設備)

24 し尿及び排水処理設備は、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有する構造設備であること。

## (廃棄物集積場等)

25 施設には、不浸透性の材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む。)、ご み等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な 位置に置くこと。

また、廃棄物の量が著しく多い大規模な施設にあっては、不浸透性の 材料で作り、かつ、給水栓を設ける等清掃が容易にできる構造の専用の 廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること。

## (ガス設備)

- 26 ガス設備を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (1) ガス設備は、腐蝕しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう次に掲げるところによるものであること。

(6) 井戸水を飲料水として使用する場合、浅井戸にあっては、便所、汚水溜等不潔な場所から20m以上の距離を有して位置し、その他の井戸は、少なくとも5m以上の距離を有して位置すること。

## (し尿及び排水処理設備)

24 し尿及び排水処理設備は、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有する構造設備であること。

### (廃棄物集積場等)

25 施設には、不浸透性の材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む。)、ご み等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な 位置に置くこと。

また、廃棄物の量が著しく多い大規模な施設にあっては、不浸透性の 材料で作り、かつ、給水栓を設ける等清掃が容易にできる構造の専用の 廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること。

# (ガス設備)

- 26 ガス設備を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) ガス設備は、腐蝕しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう次に掲げるところによるものであること。

- 1) 調理室のガス設備は、その他の場所のガス供給系統と区別するなど専用の構造であること。
- 2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室に備え付けるガス設備には、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。
- 3) ガスが流通する管は、堅固な材料で作るなどガスの流通が容易に 中断されないよう適切な構造であること。
- (2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室にガス設備を備え付ける場合は、室内の客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガス元栓の開閉時間、ガスの使用方法等についての注意の表示等を掲示すること。

# (採光・照明設備)

- 27 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。
  - (1) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
- (2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとすること。

- 1) 調理室のガス設備は、その他の場所のガス供給系統と区別するなど専用の構造であること。
- 2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室に備え付けるガス設備には、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。
- 3) ガスが流通する管は、堅固な材料で作るなどガスの流通が容易に 中断されないよう適切な構造であること。
- (2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室にガス設備を備え付ける場合は、室内の客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガス元栓の開閉時間、ガスの使用方法等についての注意の表示等を掲示すること。

## (採光・照明設備)

- 27 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。
  - (1) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
  - (2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとすること。

### (換気関係設備)

- 28 施設は、外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、又は内部の汚染空気の排除、温度、湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)若しくは空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を有し、次の要件を十分に満たすものであること。
- (1) 機械換気設備及び空気調和設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - 1) 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。
  - 2) 外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。
  - 3) 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、 局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため 適当な吹出性能のものを、また排気を効果的にできる適当な吸引性 能のものを、適当な位置に設けること。

# (換気関係設備)

- 28 施設は、外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど自然 換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、又は内部の汚染 空気の排除、温度、湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備(空気を 浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設 備をいう。)若しくは空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び 流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を 有し、次の要件を十分に満たすものであること。
- (1) 機械換気設備及び空気調和設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - 1) 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。
  - 2) 外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。
  - 3) 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、 局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため 適当な吹出性能のものを、また排気を効果的にできる適当な吸引性 能のものを、適当な位置に設けること。

- 4) 送風機(給気用・排気用)は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。
- 5) 風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。 また、風道の材料は、容易に劣化し、又は吸気を汚染するおそれの ないものであること。
- 6) 送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造であること。
- 7) 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又は昆虫、 鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を 備え付けること。
- (2) 空気調和設備を設けているところは、客室、廊下等の適当な位置に 容易に見えるよう温度計及び湿度計を備え付けること。

### (暖房設備)

29 客室に暖房設備を備ける場合は、密閉式の暖房設備(直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)その他半密閉式(廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。

- 4) 送風機(給気用・排気用)は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。
- 5) 風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。 また、風道の材料は、容易に劣化し、又は吸気を汚染するおそれの ないものであること。
- 6) 送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造であること。
- 7) 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又は昆虫、 鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を 備え付けること。
- (2) 空気調和設備を設けているところは、客室、廊下等の適当な位置に 容易に見えるよう温度計及び湿度計を備え付けること。

### (暖房設備)

29 客室に暖房設備を備ける場合は、密閉式の暖房設備(直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)その他半密閉式(廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。

# (寝具)

30 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備え、清潔で衛生的なものであり、後記「Ⅲ施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」18(寝具の管理)の基準を満たすものであること。

### (その他)

- 31 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。
- 32 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場 又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備 え付けることが望ましいこと。
- 33 従業者の更衣等に使用する室(以下「更衣室」という。)は、事業者が 講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年7 月1日付け労働省告示第59号)に従い、常時清潔で使いやすくしておく こと。更衣室は、従業者専用とし、必要に応じて食品取扱い従業者と区 分することが望ましいこと。
- 34 施設の設置場所が旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。) の周囲おおむね100m以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室 又は客の接待をして客に遊興若しくは客に飲食をさせるホール若しくは 射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を 見通すことをさえぎることができる設備を有すること。

# (寝具)

30 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備え、清潔で衛生的なものであり、後記「Ⅲ施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」18(寝具の管理)の基準を満たすものであること。

### (その他)

- 31 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。
- 32 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場 又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備 え付けることが望ましいこと。
- 33 従業者の更衣等に使用する室(以下「更衣室」という。)は、「事業者が 講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年7月1 日付け労働省告示第59号)」に従い、常時清潔で使いやすくしておくこと。 更衣室は、従業者専用とし、必要に応じて食品取扱い従業者と区分する ことが望ましいこと。
- 34 施設の設置場所が旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100m以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる設備を有すること。

## 第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 客室の延床面積は、33㎡(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
  - (2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。
  - (3) 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
  - (4) 階層式寝台(上段)の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
  - (5) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
    - 1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
    - 2) 適当な照明設備を有すること。
    - 3) 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。
    - 4) その他の前記階層式寝台の(3)及び(4)の基準を満たす構造であること。
  - (6) その他「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の11(客室)の (2)及び(3)に準じて設けること。
- 2 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。

#### 第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
  - (1) 客室の延床面積は、33㎡(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
  - (2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。
  - (3) 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
  - (4) 階層式寝台(上段)の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
  - (5) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
    - 1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
    - 2) 適当な照明設備を有すること。
    - 3) 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。
    - 4) その他の前記階層式寝台の(3)及び(4)の基準を満たす構造であること。
- (6) その他「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の11(客室)の(2) 及び(3)に準じて設けること。
- 2 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の 風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。
- 3 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の12(浴室)の(1)~(5)までに準じて設けることが望ましいこと。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(洗面所) に準じて設けることが望ましいこと。
- 6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の 風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。
- 3 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の12(浴室)の(1)から(5)までに準じて設けることが望ましいこと。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(洗面所) に準じて設けることが望ましいこと。
- 6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の27(採光・照明設備)に準じて設けること。
- 8 その他、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の<u>1~7、9</u>、 10、14、17~21、23~26及び29~34に準じて設けることが望ましいこと。

#### 第3 下宿営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。
  - (1) 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。
  - (2) その他、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の11(客室) の(2)及び(3)に準じて設けること。
- 2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の12 (浴室)の(1)~(5)までに準じて設けること。
- 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(洗面所)に準じて設けること。
- 4 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けること。

- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の27(採光・照明設備)に準じて設けること。
- 8 その他、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の<u>1~7、9</u>、10、 14、17~21、23~26及び29~34に準じて設けることが望ましいこと。

#### 第3 下宿営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。
  - (1) 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。
  - (2) その他、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の11(客室)の (2)及び(3)に準じて設けること。
- 2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の12 (浴室)の(1)から(5)までに準じて設けること。
- 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(洗面所)に準じて設けること。
- 4 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けること。

- 5 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。この場合、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の17(調理室)及び20(食堂等)に準じて設けること。
- 6 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。
- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の27(採光・照明設備)及び28(換気関係設備)に準じて設けること。
- 8 寝具は、適当な数を有すること。
- 9 その他、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の<u>1~8</u>、10、 14、18、19、23~26、29~34に準じて設けることが望ましいこと。

## 第4 季節的営業等における施設設備の基準の特例

旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるものについては、客室の数及び床面積、玄関帳場又はフロント及びその他の基準について、適用の必要性がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときには、これらの基準によらないことができるものとする。

この場合の対象施設は、次のとおりとする。

- 5 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の17(調理室)及び20(食堂等)に準じて設けること。
- 6 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。
- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の27(採光・照明設備)及び28(換気関係設備)に準じて設けること。
- 8 寝具は、適当な数を有すること。
- 9 その他、「第<u>1</u> 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の<u>1~8</u>、10、14、 18、19、23~26、29~34に準じて設けることが望ましいこと。

# 第4 季節的営業等における施設設備の基準の特例

旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるものについては、客室の数及び床面積、玄関帳場又はフロント及びその他の基準について、適用の必要性がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときには、これらの基準によらないことができるものとする。

この場合の対象施設は、次のとおりとする。

1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り、営業するところであって、プレハブ等営業の都度容易に建築又は解体ができるもので、かつ、衛生上支障がないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

なお、温泉地における長期湯治宿泊者を対象とするところ(いわゆる温泉湯治場)で積雪等により、特定の季節に閉鎖するところについては、衛生上支障のないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

- 2 山小屋等交通が著しく不便な地域にあるところであって、利用度の低い施設。
- 3 体育会、博覧会等のため団体宿泊等一時的に営業するところであって、プレハブ等容易に建築又は解体できるもので、かつ、衛生上支障がないよう容易に管理ができる構造設備の施設。
- Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

## (施設の周囲)

1 施設の周囲は、定期的に清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、 殺虫剤の散布等必要な措置を講ずること。

また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障が生じないように保つこと。

1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り、営業するところであって、プレハブ等営業の都度容易に建築又は解体ができるもので、かつ、衛生上支障がないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

なお、温泉地における長期湯治宿泊者を対象とするところ(いわゆる温泉湯治場)で積雪等により、特定の季節に閉鎖するところについては、衛生上支障のないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

- 2 山小屋等交通が著しく不便な地域にあるところであって、利用度の低い施設。
- 3 体育会、博覧会等のため団体宿泊等一時的に営業するところであって、 プレハブ等容易に建築又は解体できるもので、かつ、衛生上支障がない よう容易に管理ができる構造設備の施設。
- Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

## (施設の周囲)

1 施設の周囲は、定期的に清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、 殺虫剤の散布等必要な措置を講ずること。

また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障が生じないように保つこと。

# (施設一般)

2 施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて 補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障がないように保つこと。

また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

なお、施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、 清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の 確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛 生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施設については、努力義 務。)

#### (宿泊)

3 客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと。

### (浴室の管理)

- 4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう定期的に保守点検すること。
- (2) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

また、上 $\underline{m}$ り用湯及び上 $\underline{m}$ り用水は清浄で十分な量を供給すること。

(3) 浴槽水は適温に保つこと。

## (施設一般)

2 施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて 補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障がないように保つこと。 また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

なお、施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、 清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の 確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛 生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施設については、努力義 務。)

### (宿泊)

3 客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的 なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと。

## (浴室の管理)

- 4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう定期的に保守点検すること。
- (2) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

また、上り用湯及び上り用水は清浄で十分な量を供給すること。

(3) 浴槽水は適温に保つこと。

- (4) 洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具及び浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (5) 設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河 川又は湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行う こと。
- (4) 洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具及び浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (5) 設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河 川又は湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行う こと。

場所	清掃及び消毒
浴槽	毎日完全に換水して浴槽を
	清掃すること。ただし、これ
	により難い場合にあっても、
	<u>1</u> 週間に <u>1</u> 回以上完全に換
	水して浴槽を清掃
ろ過器及び循環配管	<u>1</u> 週間に <u>1</u> 回以上、ろ過器を
	十分に逆洗浄して汚れを排
	出するとともに、ろ過器及び
	循環配管について、適切な消
	毒方法で生物膜を除去(注)
	<b>%</b> 1 <b>%</b> 2
	図面等により、配管の状況を
	正確に把握し、不要な配管を
	除去すること
<u>水位計配管</u>	少なくとも週に1回、適切な
	<u>消毒方法で生物膜を除去</u>
<u>シャワー</u>	少なくとも週に1回、内部の
	水が置き換わるように通水
	<u>シャワーヘッドとホースは</u>
	6か月に1回以上点検し、内
	部の汚れとスケールを 1 年
	に1回以上洗浄、消毒

場所	清掃及び消毒
浴槽	毎日完全に換水して浴槽を
	清掃すること。ただし、これ
	により難い場合にあっても、
	1週間に1回以上完全に換水
	して浴槽を清掃
ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十
	分に逆洗浄して汚れを排出
	するとともに、ろ過器及び循
	環配管について、適切な消毒
	方法で生物膜を除去(注)※
	1 ※ 2
(新規)	
(新規)	

集毛器	毎日清掃 <u>、消毒</u>
貯湯槽	60℃以上を保ち、最大使用時
	<u>にも55℃以上とし、これによ</u>
	り難い場合は消毒装置を設
	置し、生物膜の状況を監視
	し、必要に応じて清掃及び消
	毒 (注) ※3
	設備の破損等の確認、温度計
	<u>の性能の確認を行うこと</u>
調節箱	生物膜の状況を監視し、必要
	<u>に応じて</u> 清掃及び消毒 <u>(注)</u>
	<u> </u>
<u>気泡発生装置</u>	適宜清掃、消毒
浴室内の排水口	適宜清掃し、汚水を適切に排
	水する
その他の設備	必要に応じて清掃及び消毒

- (注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)等を参考にすること。
  - ※2 上記措置に加えて、年に<u>1</u>回程度は循環配管内の生物膜 の状況を点検し、<u>生物膜がある場合には、その除去を行う</u> こと。

集毛器	毎日清掃
貯湯槽	生物膜の状況を監視し、必要
	に応じて清掃及び消毒(注)
	<b>※</b> 3
調整箱(洗い場の湯栓、シャワー	適宜清掃及び消毒
へ湯を送る箱)	
(新規)	
浴室内の排水口	適宜清掃し、汚水を適切に排
	水する
その他の設備	必要に応じて清掃及び消毒

- (注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)等を参考にすること。
  - ※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、<u>必要があれば生物膜を除去することが望</u>ましい。

- ※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく 低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。
- (6) 原水、原湯、上<u>が</u>り用水及び上<u>が</u>り用湯並びに浴槽水として使用する水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水質を管理すること。
- (7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1mg/Lを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。

(注)※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。

- ※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく 低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。
- (6) 原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水として使用する水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水質を管理すること。
- (7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度を頻繁に測定して、<u>通常0.2ないしは0.4mg/L</u>程度を保 ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大<u>1.0mg/Lを超えないよう</u>努めるこ と。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。

(注)※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。

- ※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため 有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質の ため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しな い浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が 多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場 合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配 管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を 防止すること。
- ※3 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること(例えば0.5~1mg/Lなど)で十分な消毒に配慮をすること。あるいは、結合塩素であるモノクロラミン消毒によること。アンモニア性窒素を含む場合や高pHの温泉浴槽水の消毒には、濃度管理が容易で、十分な消毒効果が期待できるモノクロラミン消毒がより適していること。
- ※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの 消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切 な衛生措置を行うこと。オゾン殺菌等<u>塩素消毒以外</u>の消毒 方法を用いる場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あ らかじめ検証しておくこと。

- ※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため 有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質の ため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しな い浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が 多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場 合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配 管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を 防止すること。
- ※3 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること(例えば0.5~1.0mg/Lなど)で十分な消毒に配慮をすること。

※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの 消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切 な衛生措置を行うこと。オゾン殺菌等他の消毒方法を用い る場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検 証しておくこと。

- ※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害 であるため、<u>活性炭による</u>廃オゾンの処理を<u>行うなど</u>、浴 槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- ※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射 比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線 はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガ ラス面の清浄を保つよう管理すること。
- (8) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。
- (9) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
  - (注)※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。
    - ※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。
    - ※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさない ようにすること。
- (10) <u>オーバーフロー水及び</u>回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、<u>オーバーフロー還水管及び回収槽の内部</u>の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

- ※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害 であるため、活性炭などによる廃オゾンの処理を<u>行い</u>、浴 槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- ※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射 比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線 はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガ ラス面の清浄を保つよう管理すること。
- (8) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。
- (9) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
  - (注)※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。
    - ※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。
    - ※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。
- (10) 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

- (11) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している 浴槽水を使用しないこと。<u>気泡発生装置等の内部に生物膜が形成され</u> ないように適切に管理すること。
- (12) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (13) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- (14) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を参考にして、適切に管理すること。
- (15) 上がり用湯、上がり用水等の飲用適・不適の旨の表示等の掲示物 については、常によく見えるよう適切に措置すること。
- (16) 共同浴室にあっては、おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させない こと。

(17) サウナ室又はサウナ設備にあっては、室内の温度及び湿度について定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定すること。

- (11) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している 浴槽水を使用しないこと。
- (12) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (13) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を参考にして、適切に管理すること。
- (14) 上り用湯、上り用水等の飲用適・不適の旨の表示等の掲示物については、常によく見えるよう適切に措置すること。
- (15) 共同浴室にあっては、おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させない こと。

(16) サウナ室又はサウナ設備にあっては、室内の温度及び湿度について 定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定すること。

## (入浴用給湯・給水設備)

- 5 入浴用給湯・給水設備は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 入浴用給湯・給水設備は、<u>1</u>年に<u>1</u>回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

(2) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。<u>貯湯槽は完全に排水</u>できる構造とすること。

## (露天風呂の管理)

- 6 露天風呂を設ける場合は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、<u>1か</u>月に<u>1</u>回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。
- (3) 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないよう注意すること。
- (4) その他、4 (浴室の管理)の(2)、(4)~(14)に準じて適切に管理する こと。

## (入浴用給湯・給水設備)

- 5 入浴用給湯・給水設備は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 入浴用給湯・給水設備は、<u>1</u>年に<u>1</u>回以上保守点検し、必要に応じて 被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

(2) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

## (露天風呂の管理)

- 6 露天風呂を設ける場合は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、 衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清 潔で衛生的に保つこと。
- (2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。
- (3) その他、4 (浴室の管理)の(2)、(4)~(<u>13</u>)に準じて適切に管理すること。

#### (脱衣場の管理)

7 脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、 清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等 衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望 ましいこと。

### (洗面所の管理)

8 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

また、洗面設備には、石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう 備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客 1 人ごとに 消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、 消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに 表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものと すること。

# (便所の管理)

9 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど<u>1</u>日<u>1</u> 回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、<u>1</u>日<u>1</u>回以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示することが望ましいこと。

#### (脱衣場の管理)

7 脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、 清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等 衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望 ましいこと。

### (洗面所の管理)

8 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

また、洗面設備には、石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう 備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人ごとに 消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、 消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに 表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものと すること。

## (便所の管理)

9 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回 以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示 することが望ましいこと。 10 手洗い設備は、消毒液、石ケン、ハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。

#### (寝具の保管室の管理)

11 寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

#### (配膳室、食堂等の管理)

- 12 配膳室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所にあっては、常に悪臭等の汚染空気を施設の外に適切に排出すること。
- 13 配膳室、配膳用のリフト及びコンテナにあっては、食品残さいが飛散して残存しないよう定期的に適切に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、冷凍庫及び冷蔵庫にあっては、必要に応じて適切に消毒し、衛生上支障がないように保つこと。

## (洗濯室の管理)

14 洗濯室にあっては、「クリーニング所における衛生管理要領に<u>ついて</u>」 に準じて適切に措置すること。

## (プールの管理)

15 プールは、地方公共団体が定める条例等に基づき適切に措置すること。 定めがない場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」を参照して適切 に措置することが望ましいこと。 10 手洗い設備は、消毒液、石ケン、ハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。

### (寝具の保管室の管理)

11 寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

### (配膳室、食堂等の管理)

- 12 配膳室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所にあっては、常に悪臭等の汚染空気を施設の外に適切に排出すること。
- 13 配膳室、配膳用のリフト及びコンテナにあっては、食品残さいが飛散して残存しないよう定期的に適切に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、冷凍庫及び冷蔵庫にあっては、必要に応じて適切に消毒し、衛生上支障がないように保つこと。

## (洗濯室の管理)

14 洗濯室にあっては、「クリーニング所における衛生管理要領」<u>(昭和57</u> 年3月31日環指第48号)に準じて適切に措置すること。

## (プールの管理)

15 プールは、地方公共団体が定める条例等に基づき適切に措置すること。 定めがない場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」<u>(平成19年5月28</u> 日健発第052800号)を参照して適切に措置することが望ましいこと。

## (換気)

- 16 換気設備の管理及び空気環境の基準に関しては、次に掲げるところにより措置すること。
  - (1) 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。
  - (2) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。

#### (照明)

17 照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照 度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。 また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

#### (寝具の管理)

- 18 寝具は、次に掲げるところにより措置すること。
  - (1) 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に履うこと。
  - (2) 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者 1 人ごとに洗濯したものと取り替えること。 なお、同一の宿泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものにあっては3日に1回は少なくとも取り替えること。
  - (3) 寝具は、適切に洗濯・管理等を行うこと。

## (タオル等の管理)

19 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的に取り扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。

## (換気)

- 16 換気設備の管理及び空気環境の基準に関しては、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。
- (2) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。

## (照明)

17 照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照 度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。 また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

### (寝具の管理)

- 18 寝具は、次に掲げるところにより措置すること。
  - (1) 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に履うこと。
  - (2) 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者 1 人ごとに洗濯したものと取り替えること。 なお、同一の宿泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものにあっては3日に1回は少なくとも取り替えること。
  - (3) 寝具は、適切に洗濯・管理等を行うこと。

## (タオル等の管理)

19 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的に取り扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。

#### (案内書等の作成)

20 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。この場合、必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること。

#### (事故等の対応措置)

- 21 宿泊者等の傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講ずること。
  - (1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。
  - (2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと。
  - (3) 宿泊を通じて人から人に感染し、重篤な症状を引き起こすおそれの ある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保 健所等に通報し、その指示を受け、その使用した客室、寝具及び器具類 を消毒、廃棄等必要な措置を行うこと。
- (4) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
  - 1) 発生源と疑われる設備等の現状を保持すること。
  - 2) 入浴施設では、浴槽の使用を中止すること。
  - 3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。
    - (注) 浴槽内等に消毒剤が投入されると生きたレジオネラ属菌の 検出は困難となるが、遺伝子を検出することは可能である。
- 22 施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、子ども等の宿泊者が容易に入ることがないようその旨が明らかに分かる措置を講ずること。

### (案内書等の作成)

20 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。この場合、必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること。

#### (事故等の対応措置)

- 21 宿泊者等の傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講ずること。
  - (1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。
  - (2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと。
  - (3) 宿泊を通じて人から人に感染し、重篤な症状を引き起こすおそれの ある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、 保健所等に通報し、その指示を受け、その使用した客室、寝具及び器 具類を消毒、廃棄等必要な措置を行うこと。
- (4) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
  - 1) 発生源と疑われる設備等の現状を保持すること。
  - 2) 入浴施設では、浴槽の使用を中止すること。
  - 3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。
- 22 施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、子ども等の宿泊者が容易に入ることがないようその旨が明らかに分かる措置を講ずること。

23 ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと。

#### (従業者の衛生管理)

- 24 従業者の衛生管理は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 衣服は、常に清潔を保つこと。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (3) 客に接する従業者は、<u>1</u>年に<u>1</u>回以上健康診断を受けることが望ま しいこと。
- (4) 従業者は、衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと。

## (営業者及び宿泊衛生責任者の責務)

- 25 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生 及び善良風俗の保持に関する責任者(以下「宿泊衛生責任者」という。) を定めて置くこと。
- 26 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと。
- 27 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本要領に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。

23 ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと。

#### (従業者の衛生管理)

- 24 従業者の衛生管理は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 衣服は、常に清潔を保つこと。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (3) 客に接する従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。
- (4) 従業者は、衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと。

## (営業者及び宿泊衛生責任者の責務)

- 25 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生 及び善良風俗の保持に関する責任者(以下「宿泊衛生責任者」という。) を定めて置くこと。
- 26 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと。
- 27 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本要領に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。

28 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。

#### Ⅳ 宿泊拒否の制限

- 1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為 をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しよ うとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
- 1) 暴力団員等であるとき。
- 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。
- 2 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。
- 3 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否(宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。)することなく、適切に配慮すること。

### Ⅴ 宿泊者名簿

28 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。

### Ⅳ 宿泊拒否の制限

- 1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為 をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しよ うとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
- 1) 暴力団員等であるとき。
- 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。
- 2 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。
  - 3 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否(宿泊施設における ダブルベッドの予約制限を含む。)することなく、適切に配慮すること。

## V 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。

ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該 団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合におい ては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の 男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれ ば、この限りでないこと。

- 2 宿泊者名簿を作成し、これを3年保存すること。
- 3 宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとすること。
  - 1) 営業を行う施設
  - 2) 営業者の事務所
- 4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行う こと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件 にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。
  - 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
  - 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。 当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット 端末等による方法が考えられる。
- 5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍 及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の 写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、 当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。

ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該 団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合におい ては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の 男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれ ば、この限りでないこと。

- 2 宿泊者名簿を作成し、これを3年保存すること。
- 3 宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとすること。
  - 1) 営業を行う施設
  - 2) 営業者の事務所
- 4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当する<u>ICT</u>を活用した方法等により行うこと。
  - 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
  - 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。 当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット 端末等による方法が考えられる。
- 5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍 及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の 写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、 当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を

代替しても差し支えないこと。

- 6 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 7 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はない。

#### VI 利用基準

営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなけれ ばならない。

- 1 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 2 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が 害されるような広告物を掲示しないこと。

#### Ⅲ 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置 等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整え ておくこと。 代替しても差し支えないこと。

- 6 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 7 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はない。

#### VI 利用基準

営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 1 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 2 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が 害されるような広告物を掲示しないこと。

## Ⅲ 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置 等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整え ておくこと。 川崎市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第3項及び 第3条第2項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置及び衛生措置等の基準その他法の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 一般公衆浴場 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用 の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものを いう。
  - (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
  - (3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
  - (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
  - (5) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
  - (6) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
  - (7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

(設置の場所の配置の基準)

- 第3条 法第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と既設の一般公衆浴場との距離が、250メートル以上保たれていることとする。ただし、土地の状況、人口の密度その他特別の事情により、市長が公衆衛生上必要であると認める場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する距離は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の本屋の壁面と既設の一般公衆浴場の本屋の壁面との水平投影面における最短の距離により算定したものによるものとする。

(衛生措置等の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温及び清潔その他入浴者 の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、別表第1のとおりとす る。

- 2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場(以下「個室付浴場」という。)に 係る衛生措置等の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸気、熱気等を使用する ものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおりとする。
- 4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表第1項第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から第7号まで及び第11号から第14号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第14号まで及び第16号に掲げる基準は、適用しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がされている公衆浴場が別表第1第2項第11号に掲げる基準に適合しないときは、当該公衆浴場については、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に旅館業法施行条例及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例(平成16年神奈川県条例第25号)附則第3項の規定の適用を受けている公衆浴場のうち、別表第1第2項第13号に掲げる基準に適合しないものについては、増築、改築、大規模の修繕等により当該公衆浴場の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。この場合において、当該公衆浴場の営業者は、当該公衆浴場の浴槽からあふれた湯水を回収する水槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように当該水槽内の湯水の消毒を塩素系薬剤等を使用して行わなければならない。

## 別表第1 (第4条関係)

- 1 衛生措置の基準
  - (1) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水は、規則で定める基準(以下「水質基準」

という。) に適合するように水質の管理をすること。

- (2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ 過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上り用湯 及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、 水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している 浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴 槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、 ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清 掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去する こと。
- (11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他

の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。

- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (16) 脱衣室及び浴室は、毎日1回以上清掃すること。
- (17) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表 を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又 は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (18) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。
- (19) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、 速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合 は、直ちに市長に届け出て、適切な措置を講ずること。
- (20) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

## 2 構造設備の基準

- (1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式手洗設備を設けること。
- (3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。
- (4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。
- (5) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料 を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。
- (6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。
- (7) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とする

こと。

- (8) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えておくこと。
- (9) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての 箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以 上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レ ジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
- (10) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (11) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- (12) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
- (13) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。
- (14) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。
- (15) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (16) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

### 別表第2 (第4条関係)

- 1 衛生措置の基準
  - (1) 浴槽の湯水は、重ねて浴用に供しないこと。
  - (2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者 1 人ごとに取り替えること。
  - (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
  - (4) 男女を混浴させないこと。
  - (5) 別表第1第1項第1号、第2号、第3号(浴槽水に係る部分を除く。)、第8号から第10号まで及び第15号から第20号までに掲げる基準に適合すること。
- 2 構造設備の基準

- (1) 個室は、その入口から個室の内部を全部見通すことができる構造とすること。
- (2) 個室の出入口の扉は、無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料を用いるものとし、そ の扉には、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及び鍵を設けないこと。
- (3) 個室内の照明は、その点滅装置を当該個室の外に設け、かつ、1個の点滅装置で個室内 全部の照明の点滅をすることができるものとすること。
- (4) 個室内には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。
- (5) 個室がある各階ごとに入浴者用便所を設けること。
- (6) 適当な広さの従業員用休憩室を設け、その休憩室には、従業員用鍵付ロッカーを備えること。
- (7) 個室内には、善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を備え、又は 掲げないこと。
- (8) 個室内には、エアマット、スポンジマット等及びテレビジョン受像機、冷蔵庫その他入浴に直接必要でない物品等を備えないこと。
- (9) 別表第1第2項第2号から第9号まで及び第15号に掲げる基準に適合すること。

## 別表第3 (第4条関係)

1 衛生措置の基準

別表第1第1項各号に掲げる基準並びに別表第2第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合すること。

- 2 構造設備の基準
  - (1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。
  - (2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。
  - (3) 別表第1第2項各号に掲げる基準に適合すること。
- 3 基準の適用除外

前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあっては、別表第1第1項第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から第7号まで及び第11号から第14号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第14号まで及び第16号に掲げる基準は、適用しない。

改正

昭和48年12月12日規則第83号 昭和53年5月2日規則第42号 昭和61年6月23日規則第52号 昭和62年3月31日規則第33号 平成9年3月31日規則第11号 平成11年3月31日規則第15号 平成11年4月30日規則第54号 平成12年3月31日規則第27号 平成13年3月31日規則第27号 平成13年3月30日規則第27号 平成16年6月28日規則第64号 平成17年2月23日規則第3号 平成17年3月31日規則第28号 平成23年3月31日規則第24号 平成25年3月29日規則第41号 平成28年3月31日規則第28号

川崎市公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行については、法、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)及び川崎市公衆浴場法施行条例(平成24年川崎市条例第64号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(営業の許可申請)

- 第2条 法第2条第1項の規定により、業として公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場営業 許可申請書(第1号様式)に次条に掲げる書類を添えて保健所長に申請しなければならない。 (営業許可申請書の添付書類)
- 第3条 前条に規定する書類とは、次に掲げる書類とする。
  - (1) 公衆浴場の配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、敷地の面積及び公衆浴場の面積を記入したもの)

- (2) 公衆浴場の各階平面図(縮尺、方位、浴場の出入口、脱衣室、浴室、便所、従業員用休憩 室等を記入したもの)
- (3) 公衆浴場の2面以上の立面図
- (4) 公衆浴場の給湯及び給排水設備等の構造を明らかにする図面
- (5) その他の公衆浴場にあっては、配線図
- (6) 公衆浴場を中心として半径300メートル以内の見取図(縮尺、方位及び主要道路を記入した もの。一般公衆浴場にあっては、これに条例第3条第2項に規定する最短の距離並びに図面作 成者の住所及び氏名を記載し、当該図面作成者が押印したもの)
- (7) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (8) 温泉の含有物質、医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあっては、その物質、 医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記した書類
- (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類のうち、第1号から第5号までの書類は、営業施設を譲り受ける場合で当 該施設に変更のないときは、省略することができる。

(許可又は不許可の通知)

- 第4条 保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、公衆浴場営業許可書(第2 号様式。以下「営業許可書」という。)を申請者に交付する。
- 2 法第2条第2項の規定により許可をしないときは、不許可通知書(第3号様式)により申請者 に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により営業許可書の交付を受けた者は、当該営業許可書を公衆浴場内の見やすい 箇所に掲示しておかなければならない。

(承継による届出)

第5条 浴場業を営む者(以下「営業者」という。)が相続、合併又は分割により行う法第2条の 2第2項の規定による届出は、公衆浴場営業承継届(第4号様式)により行うものとする。

(変更等の届出)

第6条 営業者は、第2条の規定による申請書の記載事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届 (第5号様式)又は公衆浴場営業停止(廃止)届(第6号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(工事完成届)

- 第7条 公衆浴場の建築工事に着手する前又はその工事が完成する前に営業の許可を受けた者は、 工事が完成したときは、当該公衆浴場の使用開始前に工事完成届(第7号様式)を保健所長に提 出し、当該公衆浴場の構造設備について環境衛生監視員の検査を受けなければならない。 (営業開始届)
- 第8条 営業者は、当該公衆浴場の構造設備について前条の規定による検査に合格したときは、営業開始届(第8号様式)を保健所長に提出しなければならない。 (水質基準)
- 第9条 条例別表第1第1項第1号に規定する原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質基準は、 次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において 同表の右欄に掲げるものであることとする。ただし、原湯、原水、上り用湯又は上り用水として 温泉水又は井戸水を使用する場合であって同表1の項から4の項までに掲げる基準の全部又は一 部により難いときは、市長が衛生上危害を生ずるおそれがないと認める場合に限り、当該より難 い基準を適用しないことができる。

	本中で週川 しないことが	C 00	
1	色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光	2度以下であること。
		 電光度法、散乱光測定法又は透過散	
		 乱法	
3	水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
$ _4$	有機物等(過マンガン酸	 滴定法	1 リットル中10ミリグラム以
ナ	リウム消費量)		下であること。
5	大腸菌群	 乳糖ブイヨン <del>―</del> ブリリアントグリ	50ミリリットル中に検出され
		一ン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は	ないこと。
		特定酵素基質培地法	
6	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されない(100ミリリット
			ル中10cfu未満をいう。)
			こと。

2 条例別表第1第1項第1号に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、 それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において同表の右欄に掲げるものであること とする。ただし、浴槽水として温泉水又は井戸水を使用する場合であって同表1の項及び2の項 に定める基準の全部又は一部により難いときは、市長が衛生上危害を生ずるおそれがないと認める場合に限り、当該より難い基準を適用しないことができる。

_			
1	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光	5 度以下であること。
		電光度法、散乱光測定法又は透過散	
		乱法	
2	有機物等(過マンガン酸	滴定法	1リットル中25ミリグラム以
7	カリウム消費量)		下であること。
3	大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する	1ミリリットル中1個以下で
		省令 (昭和37年厚生省・建設省令第	あること。
		1号)第6条に定めるところにより	
		行われる方法	
4	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されない(100ミリリット
			ル中10cfu未満をいう。)
			こと。

(水質検査の結果の報告)

第10条 条例別表第1第1項第19号の規定による水質検査の結果の報告は、水質検査結果報告書(第9号様式)により行うものとする。

(管理者の設置)

- 第11条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、公衆浴場の管理を行う者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。
  - (1) 自ら公衆浴場の管理を行わないとき。
  - (2) 2以上の公衆浴場を経営しているとき。

(管理者の設置等の届出)

第12条 営業者は、新たに管理者を置いたとき、又は管理者を変更したときは、10日以内に公衆浴場管理者設置(変更)届(第10号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(入浴者の遵守事項)

- 第13条 入浴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 伝染性の疾病にかかっているときは、入浴しないこと。ただし、法第4条ただし書の規定 により療養のために利用される公衆浴場で保健所長が許可したものについては、この限りでな

11

- (2) 浴槽に入る前に身体をよく洗うこと。
- (3) 浴槽内で手拭い、タオル等を使用して身体を洗わないこと。
- (4) 浴室内で放尿しないこと。
- (5) 浴槽内で洗濯をしないこと。
- (6) その他公衆衛生に害を及ぼし、他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(台帳の備付け)

第14条 保健所長は、公衆浴場台帳(第11号様式)を備え付け、常にその記載事項を整理しておかなければならない。

(委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則施行の際、公衆浴場法施行条例(昭和23年神奈川県条例第75号)及び公衆浴場法施行 手続(昭和23年神奈川県訓令第32号)の規定により作成された帳簿及び書類で現に使用している 帳簿及び書類は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

**附 則**(昭和48年12月12日規則第83号抄)

(施行期日)

1 この改正規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和53年5月2日規則第42号)

(施行期日)

1 この改正規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の規定により調整した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

**附** 則(昭和61年6月23日規則第52号)

(施行期日)

1 この改正規則は、昭和61年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇 所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則**(昭和62年3月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行日前に行われた手続きその他の行為で、現に効力を有するものは、この規則によ る改正前の規則の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。
- 3 第1条から第5条までの規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成9年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**(平成11年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第31条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則**(平成11年4月30日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇 所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成12年3月31日規則第27号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票(次に掲げるものを除く。)で現に残 存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することがで きる。

**附 則** (平成13年3月30日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票(第2条の規定による改正前の川崎市 旅館業法施行細則第6号様式を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所 を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附** 則(平成16年6月28日規則第64号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

**附** 則(平成17年2月23日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則**(平成17年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇 所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成23年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## **附 則** (平成25年3月29日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成28年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分 の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 第1号様式

(表) 公衆浴場営業許可申請書 年 月 日 (宛先)川崎市保健所長 住 所 氏 名 年 月 日生 電 話 (法人にあっては、主たる事務所の所) 在地、名称及び代表者の氏名 次のとおり公衆浴場を営業したいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により許可を申請しま 所 在 地 川崎市 区 電話 名 称 種 種 │ □ 一般公衆浴場 浴場の分類 別 □ その他の公衆浴場( 類 注1 ※欄は、記入しないでください。 ※ 手数料徵収欄 2 添付書類 川崎市公衆浴場法施行細則第3条に規定する書類

					構	造	設	備	0	大	要				
建	構			造						造	階建 3	延面積			${\rm m}^2$
物	営業	房	f 面	積						階列	近面積				$\mathrm{m}^2$
	区			分			男						女		
浴	面			積						$\mathrm{m}^2$					${\rm m}^2$
	浴	槽	容	積						$\mathrm{m}^3$					$\mathrm{m}^3$
	床			材	コンクリー	ート・タ	イル・	その	他 (	)	コンクリ	-h·	タイル・そ	- の他 (	)
	カラン	IL T	ا مدرع	7 —	湯栓	個・シ	/ヤワ-	-	個		湯栓	個・:	シャワー	個	
室	777	χU	r> + :	_	水栓	個・	飲用		個		水栓	個	・飲用	個	
	計			器	温度計 4	有・無、	その作	<u>h</u> (		)	温度計	有・無、	その他	(	)
脱	面			積						$\mathrm{m}^2$					$\mathrm{m}^2$
衣	en			備	戸棚	人分	鍵	有·	無		戸棚	人分	·鍵	ず・無	
室	設			1/111	籠	個					籠	個			
	履物	の保	R 管 設	備		人分						人分			
.,						箇所						箇所			
そ	便			所	概 要	水洗	式・浄	化槽式	た・くみ	な取式					
の					流水式手流	先 有	無				流水式手	洗有	•無		
他	換			気	浴室		模	繊・	自然		脱衣室	Ē	機械	・自然	
105	冷暖	戸	事 装	置	有・無										
	汚 水	排陷	の方	法											
釜	ボ	1	ラ	_	種別(方	式)				温	水 器	種別	(方式)		
	循 環	ろ	過装	置	種別(方	式)				滅菌	装置	種別	(方式)		
場	使 用	水	の種	類						燃料	の種類				
その	熱気風品	・蒸	気風呂・	その	他 (					)					
その他の公衆浴場	浴室		室、浴室	の入	口から内部	を見	重せる	·見迫	吐ない	`					
公衆※	マッサー	-ジ室	(コーナ	)	有·無、	サウナ!	室等に	時計の	) 有・	無					
沿場	個室にお	みいて	異性の零	に接	触する役務	是供の	有・	無、役	<b>É業員</b> 体	想室の	有・無				
調査	Ě								復命						
		月月月月	日 日 日 日	ì			を指 を指 を指	示	環境律	年 近生監視		月		日	

## 第2号様式

公衆浴場営業許可書

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付けで申請のありました公衆浴場については、公衆浴場法第 2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

- 1 営業所所在地 川崎市 区
- 2 名 称
- 3 浴場の種別
- 4 浴場の種類
- 5 構
   造
   造
   階建
   延べ面積
   m²

   6 営業所面積
   階延べ
   m²

浴室面積 m² 脱衣室面積 m²

7 そ の 他

この処分について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して 3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め る訴えは、この許可書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求 に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎 市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

### 第3号様式

不許可通知書

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付けで申請のありました は、次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

理由

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め る訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求 に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎 市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 4 ·	号様式														
				公	衆	浴	場	営	業	承	継	届			
	(alo H-) III ide	-L- 100	hh ar E										年	月	日
	(宛先)川崎	市保	健州北	Ż					1)-	75					
									住氏	所名					
									17	40			年	月	日生
									電	話			7-	/1	нт
									_		なっ	アル	主たス	車茲司	<sub>5</sub> 0)
									所	大に存地	。 . 名	称及で	、主たる び代表者	が氏名	107
	畑のしむり	学类	· 孝の+	th /chr z	5. <b>元</b> 4	294 I	±1:	たの	-						_
ln	次のとおり 届け出ます		伯のは	四小名	ピ月初	胚し	まし	(20)	C.,	公外	付物	伝第2	宋の2年	乙垣の万	兄上によ
-	油り出よう	_	名			称									
		-	-14			41.	川廊	許市		[	<u> </u>				
		-   j	所	在		地	,,,,,	4.1.		,					
公	衆浴	場					電話	舌							
		7	種			别									
			許可牟	F.月	日及	び		年		FI .	нΙ	山崎市	指令第	J.	<del>-</del>
		1	許可		番	号		+			н)	1 [ [ [ [ ]	11E 17 97		J
				_	近 在										
١,			消滅	_	名	称									
合	1	併 :	た法		大表										
		$\vdash$	合 併		の氏				年			н —			
$\vdash$		-	合 併	_	<u>万</u>	日			4-			1	日		
		-   ,	分割	_	<u>기 1工</u> 名	称									
分	3		の法		大 表										
					の氏										
			分 割		月	日			年			1	日		
		Π,	被	相上	È	所									
相	4			, L	£	名									
111	,	L		ř	売	柄									
		_	相続問			日			年			1	日		
注	添付書類	1	営業記				Dil Me	0.00	te o ver	h E	l or Afri	eta 3	er ottober		
													る書類	e b to a	د مد مات با
		3	法人(	り合信	十にる	めつ	くは	、台位	<b>叶俊</b> 存	子利元	101	大人又	は台併に	こより記	と立され

- る法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 法人の分割にあっては、分割により浴場業を承継する法人の定款又は 寄附行為の写し及び登記事項証明書

# 第5号様式

					公衆浴場	営業許可申	請書記載	战事項変更届			
	(宛	先)川	崎i	市保	健所長				年	月	日
							住	所			
							氏	名	年	月	Π. <i>H</i> .
							電	話	4-	Я	口生
							(法)所存	人にあっては、 E地、名称及	、主たび代表	る事務 者の氏	所の 名
	次の	とは	393	変更	しましたので	で届け出ま	す。				
所		在		地	川崎市	区					
名				称							
浴	場	の	種	別				浴場の種類			

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

意見

2 添付書類

変更の事項

変更年月日

理

確

由

認

更

査

変

※調

- (1) 営業許可書
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合は、 登記事項証明書

月 日

環境衛生監視員

印

(3) 施設変更の場合は、変更前及び変更後の図面

年

- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 公衆浴場業で薬湯に変更する場合は、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記してください。

## 第6号様式

<u> </u>	了你工													
					公	衆浴場	営業停止	廃止)届						
										年	Ξ	月	日	
(	(宛先)」	川崎市	保健所	長										
l `	(, 0, 0, ,	1	11100/21					住	所					
1								氏	名					
									40	年	月		日生	
1								ort.	ar.	4	И		口生	
1								電	話					
1							(	法人にあ	っては	は、主た	こる事	務別	fの	
							L	所在地、	名称及	び代表	そ者の	氏名	; ]	
	hom led	s in the	ıL /r#s ı	L \ 1	+1.	ナクス	`						,	
			_		よし		届け出す	-90						
所	在	坩	_	奇市		区								
名		移	K											
浴	場の	種另	IJ					浴場	りの 種	類				
停止	(廃止)	年月日	1				年	月	日					
停止	の場合	は停止	:											
期間			停」	Ŀ	年	月	日から	年	月	日ま	きで			
停止	(廃止)	の理由	1											

注 添付書類 営業許可書

第7号様式								
	エ	事	完	成	届			
						年	月	日
(宛先)川崎市保	:健所長							
				住	所			
				氏	名			
						年	月	日生
				電	話			
				(法)	人にあって	は、主たる	る事務所	所の
				所在	生地、名称	及び代表す	者の氏名	3 J
次のとおり工事	が完成しまし	たので	、川峭	市公衆	浴場法施行	行細則第7约	条の規定	官により
届け出ます。								
所 在 地	川崎市	区						
名 称								
許可年月日及び		年	月	日				
許可指令番号	川崎市指令		第		号			
工事完成年月日		年	月	日				
営業開始予定日		年	月	日				

# 第8号様式

営業開始届

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

住 所 名

年 月 日生

電話

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称、及び代表者の氏名

次のとおり営業を開始したいので、川崎市公衆浴場法施行細則第8条の規定により届け出ます。

所	在	地	川崎市	区					
名		称							
許可	年月日及	とび		年	月	日			
許可	」指令番	: 号	川崎市指令		第		号		

		J. 55 IA	(d. III :	tn 44 - 34			
		水質検査	治果?	報告書			
					年	月	日
(宛先) 川崎市	市保健所長						
			住房	听			
				<b>~</b>			
			氏	<b></b>			
					年	月	日生
			電言		·	. y 市 2	v == .
				去人にあってい の所在地、名詞 名	な、土だ 称及び代	表者の	氏
次のとおり水質 1第1項第19号					浴場法店	<b>恒行条</b> (	列別表第
所 在 地	川崎市	区					
名 称							
浴場の種別				浴場の種	類		
水質検査の時期		使用開始	冶前	<ul><li>定期</li></ul>	臨時		
水質検査年月日		年	月	日			

注 添付書類 水質検査成績書の写し

# 第10号様式

	公衆浴場管理者設置(変更)届 年 月 日													
	( <del>, -</del>	<i>H</i> -\	LI Lidd	s de n	마 / 사람이 되						年	月	日	
	少也	元),	) I ] [II]i	11115	保健所長				住	丽				
									氏					
											年	月	日生	
									電	話				
									(法人に 所在均	こあっては、 也、名称及で	主たる	る事務所 者の氏名	所の	
	次の	りと	おり	設置	置(変更)し	ましたの	で、)	届け出	ます。					
所		在		地	川崎市	区								
名				称										
浴	場	の	種	別					浴	場の種類	i			
管	理	者	住	所										
管	理	者	氏	名							年	月	日生	
設変	置更	年	月	日			年	月	日					

# 第11号様式

יינא		171-																								
									公	衆	浴		語	台	帳											
種			別	一般・そ	の他 (		) 種	類				申	請年	月日		华	月	日	990	可番	旦	川幅	市指	令		
建	構		造			造	階建、	延面	積		$\mathrm{m}^2$	許	可年	月日		年	月	日	пТ	1117	'3			第		号
物	営	業					125%	延面	£#		m <sup>2</sup>	営	業者	住所												
1/2	面		積				711	ALIA!	134			営	業者	電話												
	区		分		男					女			氏			名	住					所			平月日 年月日	
浴	面		積				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>	管														
	14		-									理者	L	ś	年 月	日生						_		•	•	
	浴		槽				m <sup>3</sup>				$\mathrm{m}^3$				年 月	日生								:	:	
			$\dashv$	湯	<u></u>	個	ž	易	栓		個	年	_	月	日日		届 出	そ	の	他	Ø	記	載	事	項	
室		ラ ャワ			栓	個個	7		栓		個個															
		1 /			用	個			用		個				-											
195.												_	•		_											
脱衣室	面		積				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		•	•												
	tat		- T	1.36-45	30. 11. MR	-1	TEfr			ân		-														
設	便		所	水洗式	• 浄化槽	式・くみ	・取式			個																
備	装	過滅	置置	ろ過機	・滅菌機	使	甘水	上水道	<b>①</b> · 例	育易水道	<ul><li>井戸</li></ul>		_		$\dashv$											
				浴	階	階	階		階	階	合 計				_											
その	他の	) 浴	場	室					T			_	·	•												
				数								記事														
HJ.	名		別	名				称	八				名	生		年	月	日	月	f			在			地
																							電	活 (	)	
																			_							

平成15年3月18日条例第4号

改正

平成15年7月4日条例第25号 平成16年3月24日条例第9号 平成24年12月14日条例第63号 平成27年3月23日条例第15号 平成30年3月20日条例第26号

川崎市旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号 (法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定による旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(清純な施設環境が著しく害されるおそれがある施設)

- 第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。
  - (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
  - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
  - (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院
  - (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に 規定する各種学校
  - (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
  - (7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの
- 2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。

(旅館業の許可を与える場合に意見を求める者)

- 第3条 法第3条第4項の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる 施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
  - (1) 国が設置する施設 当該施設の長
  - (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長(当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会)
  - (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
  - (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者

(衛生措置の基準)

第4条 法第4条第2項の規定による衛生に必要な措置の基準は、別表第1のとおりとする。 (宿泊拒否の事由)

- **第5条** 法第5条第3号の規定による条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。
  - (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者(他の宿泊者がいない場合にあっては、営業者。次号において同じ。)に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及 ぼすおそれがあると認められるとき。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第6条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表 第2のとおりとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、別表第3 のとおりとする。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第4のと おりとする。

(構造設備の基準の特例)

第9条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設については、次のとおりとする。

- (1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、別表第2第4項及び第 5項並びに別表第3第4項から第6項まで及び第7項第4号の基準は、適用しない。
- (2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、別表第3第7項第4号の基準は、適用 しない。
- 2 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって別表第2第7項及び別表第3第9項の基準による必要がない場合又はこれらの基準によるとができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附** 則(平成15年7月4日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成16年3月24日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業の許可を受けている施設については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年12月14日条例第63号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業の許可を受けている施設又は現に旅館業の許可の申請がされている施設のうち、改正後の条例別表第2第10項第8号に掲げる基準に適合しないものに係る構造設備の基準については、同号の規定にかかわらず、増築、改築、大規模の修繕等により当該施設の構造設備が変更される日までの間は、なお従前の例による。

**附** 則(平成27年3月23日条例第15号)

この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### **附** 則(平成30年3月20日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条、第9条第1項第1号及び第2項(別表第2に係る部分に限る。)、別表第1並びに別表第2の規定の例により、その許可を与えることができる。

#### 別表第1 (第4条関係)

- 1 旅館業の施設の内外は、1日1回以上清掃するとともに、必要に応じて消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。
- 2 各客室の宿泊定員数は、次の基準によること。
  - (1) 旅館・ホテル営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人(寝台を置く客室にあっては、4平方メートルにつき1人)とすること。ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあっては、1.65平方メートルにつき1人とすること。
  - (2) 簡易宿所営業の施設にあっては、1.65平方メートルにつき1人とすること。この場合に おいて、階層式のものにあっては、各層の有効面積を基礎として算出すること。
  - (3) 下宿営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人とすること。
- 3 客室にくず箱を備え、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置くこ と。
- 4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、浴衣、枕カバー等の布片類は、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 5 洗面用水に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。
- 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 7 旅館業の施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。
- 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
  - (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水 (原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴 槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けら れた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備

え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。

- (2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、 ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上り 用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査 を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。
- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (17) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素濃度の測定記録は、検査及び測定の日の翌日から起算して3年間保管すること。
- (18) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、 速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、適切な措置を講ずること。

#### 9 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の 浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項第3号(浴槽水に係る部分に限 る。)、第4号から第7号まで及び第9号から第15号までに掲げる基準は、適用しない。

### 別表第2 (第6条関係)

- 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え 付けられていないこと。
- 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- 4 駐車施設(自動車の駐車の用に供するための建築物又は区画をいう。以下同じ。)から玄関

帳場等(宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場(以下「玄関帳場」という。)その他 当該者の確認を適切に行うための設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものをい う。以下同じ。)を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。

- 5 玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。
  - (2) 玄関帳場に設ける受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。
- 6 客室は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
  - (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
  - (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
  - (4) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。
  - (5) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施 錠ができ、見通すことのできない構造設備であること。
- 7 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴設備にあっては、 男女を区別していること。
  - (2) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。
  - (3) 共同用の入浴設備にあっては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
  - (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
  - (5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、衣類その他の携帯品を入浴 者ごとに保管できる設備を有すること。
  - (6) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。
  - (7) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、

ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。

- (8) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水の補給 口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう 補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- (9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
- (10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。
- (11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。
- (12) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (13) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。
- 8 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用 の洗面設備を有すること。
- 9 便所は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
  - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有すること。
  - (3) 流水式手洗設備を有すること。
  - (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
  - (5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所を有すること。
  - (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。

## 別表第3 (第7条関係)

- 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具その他の物品が備え 付けられていないこと。
- 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- 4 玄関帳場等を有すること。

- 5 駐車施設から玄関帳場等を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。
- 6 玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。
  - (2) 玄関帳場に設ける受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。
- 7 客室は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
  - (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
  - (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
  - (4) 1客室の床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
  - (5) 階層式寝台を設ける場合は、上段寝台への昇降の用に供する堅ろうな階段又ははしごを 有すること。
- 8 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができる設備を有すること。
- 9 入浴設備は、別表第2第7項各号に掲げる基準に適合すること。
- 10 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
- 11 便所は、次の要件を満たすものであること。
  - (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
  - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有すること。
  - (3) 流水式手洗設備を有すること。
  - (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
  - (5) 各階に適当な数の便所を有すること。
  - (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。

#### 別表第4 (第8条関係)

- 1 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- 2 客室は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。ただし、1人専用のものにあっては、4.95平方メートル以上とする。
- (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
- (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
- (4) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管できる設備を有すること。
- (5) 他の客室との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、 見通すことができない構造設備であること。
- 3 入浴設備は、別表第2第7項各号に掲げる基準に適合すること。
- 4 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設けた適当な数の共同用 の洗面設備を有すること。
- 5 便所は、別表第3第11項各号に掲げる基準に適合すること。

改正

昭和53年5月2日規則第40号 昭和61年6月23日規則第50号 昭和62年3月31日規則第33号 平成2年3月30日規則第29号 平成9年3月31日規則第11号 平成11年3月31日規則第15号 平成11年4月30日規則第54号 平成12年3月31日規則第36号 平成13年3月30日規則第27号 平成15年3月31日規則第38号 平成16年6月28日規則第62号 平成17年2月23日規則第3号 平成17年3月31日規則第39号 平成18年3月23日規則第16号 平成25年3月29日規則第40号 平成28年3月31日規則第28号 平成30年3月20日規則第5号

川崎市旅館業法施行細則

(趣旨)

第1条 旅館業法 (昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行については、法、旅館業法 施行令 (昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び川崎市旅館業法施行条例 (平成15年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)に 定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(営業の許可申請)

第2条 法第3条第1項の規定により旅館業を営もうとする者は、旅館業営業許可申請書(第1号 様式)に次条に掲げる書類を添えて保健所長に申請しなければならない。

(営業許可申請書の添付書類)

- 第3条 前条に規定する書類とは、次に掲げる書類とする。
  - (1) 営業施設の配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、敷地の面積及び営業施設 の面積を記入したもの)
  - (2) 営業施設の各階平面図(縮尺、方位、間取り、各階床面積、建築延べ面積、各室の床面積、 客室の階層別及び寝台の有無、便所、浴室その他の施設の位置並びに申請部分とその他の部分 との境界を記入したもの)
  - (3) 営業施設の4面の立面図(縮尺及び屋外広告物を記入したもの)
  - (4) 階層式の客室のある場合は、2面以上の断面図(縮尺並びに上段と下段及び上段と天井の間隔を記入したもの)
  - (5) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものの詳細図
  - (6) 入浴設備の給湯及び給排水設備等の構造を明らかにする図面
  - (7) 営業施設の中心から半径200メートル以内の見取図(縮尺、方位、主要道路及び法第3条第3項に規定する施設の敷地との直線距離を記入し、図面作成者の住所、氏名及び押印のあるもの)
  - (8) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類のうち、第1号から第3号までの書類は、営業施設を譲り受ける場合で当 該施設に変更のないときは、省略することができる。

(許可又は不許可の通知)

- 第4条 保健所長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、旅館業営業許可書(第2号様式。以下「営業許可書」という。)を申請者に交付する。
- 2 法第3条第2項又は第3項の規定により許可をしないときは、不許可通知書(第3号様式)に より申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により営業許可書の交付を受けた者は、当該営業許可書を営業施設内の見やすい 箇所に掲示しておかなければならない。

(承継承認の申請)

第5条 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づき、法人の合併若しくは分割又は 相続による営業承継の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継承認申請書(第4号様式)に 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて保健所長に申請しなければならな 11

- (1) 法人の合併の場合
  - ア 旅館業営業許可書
  - イ 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事 項証明書
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 法人の分割の場合
  - ア 旅館業営業許可書
  - イ 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (3) 相続の場合
  - ア 旅館業営業許可書
  - イ 戸籍謄本
  - ウ 省令第3条第2項第2号の規定による旅館業営業者相続同意書(第5号様式)
  - エ その他市長が必要と認める書類
- 2 保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により承認したときは、旅館 業営業承継承認書(第6号様式又は第6号様式の2。以下「営業承認書」という。)を申請者に 交付する。
- 3 保健所長は、法第3条の2第2項又は法第3条の3第3項において準用する法第3条第2項又は第3項の規定により承認しないときは、旅館業営業承継不承認通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により営業承認書の交付を受けた者は、当該営業承認書を営業施設内の見やすい 箇所に掲示しておかなければならない。

(変更等の届出)

- 第6条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、第2条の規定による申請書の記載事項(営業の種別を除く。)を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に旅館業営業許可申請書記載事項変更届(第8号様式)又は旅館業営業停止(廃止)届(第9号様式)を保健所長に提出しなければならない。
- 2 旅館業営業許可申請書記載事項変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 旅館業営業許可書

- (2) 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合は、登記事項証明書
- (3) 施設の変更の場合は、変更前及び変更後の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 旅館業営業停止(廃止)届には、旅館業営業許可書を添付しなければならない。 (水質基準)
- 第7条 条例別表第1第8項第1号に規定する原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において同表の右欄に掲げるものであることとする。ただし、原湯、原水、上り用湯又は上り用水として温泉水又は井戸水を使用する場合であって同表1の項から4の項までに掲げる基準の全部又は一部により難いときは、市長が衛生上危害を生ずるおそれがないと認める場合に限り、当該より難い基準を適用しないことができる。

V	·	( 6 3 0	
1	色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2	濁度	    比濁法、透過光測定法、積分球式光	2度以下であること。
		 電光度法、散乱光測定法又は透過散	
		乱法	
3	水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
$ _4$	有機物等(過マンガン酸	 滴定法	1 リットル中10ミリグラム以
ナ	リウム消費量)		下であること。
5	大腸菌群	 乳糖ブイヨン <del> </del> ブリリアントグリ	50ミリリットル中に検出され
		ーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は	ないこと。
		特定酵素基質培地法	
6	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されない(100ミリリット
			ル中10cfu未満をいう。)
			こと。

2 条例別表第1第8項第1号に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、 それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において同表の右欄に掲げるものであること とする。ただし、浴槽水として温泉水又は井戸水を使用する場合であって同表1の項及び2の項 に定める基準の全部又は一部により難いときは、市長が衛生上危害を生ずるおそれがないと認め る場合に限り、当該より難い基準を適用しないことができる。

_			
1	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光	5 度以下であること。
		電光度法、散乱光測定法又は透過散	
		乱法	
2	有機物等(過マンガン酸	滴定法	1リットル中25ミリグラム以
7	カリウム消費量)		下であること。
3	大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する	1ミリリットル中1個以下で
		省令 (昭和37年厚生省・建設省令第	あること。
		1号)第6条に定めるところにより	
		行われる方法	
4	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されない(100ミリリット
			ル中10cfu未満をいう。)
			と。

(水質検査の結果の報告)

第8条 条例別表第1第8項第18号の規定による水質検査の結果の報告は、水質検査結果報告書(第 10号様式) により行うものとする。

(宿泊者名簿)

- 第9条 省令第4条の2第3項第2号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 年齢
  - (2) 到着日時
  - (3) 出発日時
  - (4) 前泊地
  - (5) 行先地

(管理人の設置)

- 第10条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、営業施設の管理を行う者(以下「管理人」という。)を置かなければならない。
  - (1) 自ら営業施設の管理を行わないとき。
  - (2) 2以上の営業施設を営んでいるとき。

(管理人の設置等の届出)

第11条 営業者は、新たに管理人を置いたとき、又は管理人を変更したときは、10日以内に旅館業管理人設置(変更)届(第11号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(営業者の遵守事項)

- 第12条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 営業の種別を紛らわしくし、又は旅館業を逸脱するような広告宣伝をしないこと。
  - (2) 客室に定員以上宿泊させないこと。
  - (3) 客室以外に宿泊させないこと。

(台帳の備付け)

第13条 保健所長は、旅館業台帳(第12号様式)を備え付け、常にその記載事項を整理しておかなければならない。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則施行の際、旅館業法施行細則(昭和33年神奈川県規則第1号)の規定により作成された帳簿及び書類で現に使用している帳簿及び書類は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

**附 則** (昭和53年5月2日規則第40号)

(施行期日)

1 この改正規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規則施行の際、現に改正前の規則の規定により、簡易宿所営業の許可を受けている者については、改正後の規則第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 従前の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (昭和61年6月23日規則第50号抄)

(施行期日)

1 この改正規則は、昭和61年6月24日から施行する。ただし、第7条から第10条までに係る改正

規定は、昭和61年9月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第3条の規定は、昭和61年6月24日以後に行われる営業の許可の申請について適 用し、同日前に行われた営業の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 第7条から第10条までに係る改正規定施行の際、現に営業の許可の申請が行われている施設又は現に旅館業の営業施設の用途に供する目的で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認を受け、若しくは当該確認の申請が行われている施設(当該確認の申請の日から1年以内に営業の許可の申請が行われるものに限る。)に係る営業の許可を行う場合における営業施設の構造設備の基準については、なお従前の例による。
- 4 昭和61年9月24日において現に営業の許可を受けている施設及び前項の規定により営業の許可 を受けた施設については、次の各号に掲げる当該施設の構造設備の区分に応じ、当該各号に定め る間は、それぞれ改正後の規則の規定による構造設備の基準に適合しているものとみなす。
  - (1) 改正後の規則第8条第1号及び第3号、第9条第1号並びに第10条第1号に規定する構造 設備 当該構造設備を変更するとき。
  - (2) 改正後の規則第8条第2号、第6号、第7号ア及びイ並びに第8号ア、第9条第2号、第4号、第5号ア及びイ並びに第6号ア、第10条第2号、第4号、第5号ア及びイ並びに第7号ア並びに第11条第4号アに規定する構造設備 昭和64年6月24日 (同日までの間に当該構造設備を変更する場合は、当該変更するとき。)
- 5 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な 箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則**(昭和62年3月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行日前に行われた手続きその他の行為で、現に効力を有するものは、この規則によ る改正前の規則の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。
- 3 第1条から第5条までの規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

**附 則**(平成2年3月30日規則第29号)

この改正規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第31条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成11年4月30日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成12年3月31日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分 の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成13年3月30日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票(第2条の規定による改正前の川崎市 旅館業法施行細則第6号様式を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所 を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成15年3月31日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇 所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附** 則(平成16年6月28日規則第62号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条第1項第2号の改正規 定は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成17年2月23日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成17年3月31日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附** 則 (平成18年3月23日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則**(平成25年3月29日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇

所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成28年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分 の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**附 則** (平成30年3月20日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号) 附則第5条第1項の規定により行うことができる許可の申請に係る手続は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則第2条及び第3条並びに第1号様式の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

						121									
					旅館	業営業記	午可申請	青書				年	月	日	
(	宛先)川崎市	「保健所長											/4	Н	
								住	所						
								氏	名						
								電	莊			年	月	日生	
							ſ			ては、主	Eたる	る事務所	の所存	E地)	
							Ĺ	名科	<b>下及び代</b>	表者の」	无名			J	
次	のとおり旅館	業を営業し	たい	ので、旅	館業法	第3条第	第1項の	規定	により言	午可を申	請し	します。			
		III.ete-t-								100.00					_
所	在 地	川崎市		区						電話					
名	称														
営	業の種別														
旅館	業法施行規則	第5条第1	項に記	亥当すると	:きは、	その旨									
旅館	業法第3条第	2項各号に記	该当っ	<b></b> することの	有無	有・無	該当っ	ける場	合は、	その内容	ř				
		営 業	施	設	の	構	造	設	備	の	概	要			
建	構 造		ĭ	告り	階建~	7	延	~	面	積					$\rm m^2$
物	営業施設	階			m² ,	階			m <sup>2</sup> 、	階			n <sup>2</sup>		
	の面積	階		ガルム	m² ,	階			m² 、	階			n <sup>2</sup>		
玄関	引帳 場 面和	責	${\rm m}^2$	受付台	縦			m、横			m,	高さ			m
				照明設備		W	個	の担人	は、そ	の内容					_
省令	第4条の3に	定める基準に	こ適合		の有無		無		_		_				
	区	分		階		階		階	_	階	_		皆		階
客	階層	の別		式		式	-	式	-	式	-		式	-	式
		) 有 無 : **	1	有・無	有	•無	有 句	・無		•無	+	有・無		有・	
	字 室			m² 室		m² 室		m 室	_	m² 室	$\vdash$		m² 室		m² 室
	定	員		名		名		- 4		名	$\vdash$		名		名
	洗面設備		7	有・無	有	•無	有	· 無		•無	+	有・無	+	有・熱	
	専用浴室		_	有・無	_	- 無		· 無	_	•無		有・無	+	有・領	
	専用便所	の有無	7	有・無	有	• 無	有	- 無	有	- 無		有・無	$\top$	有・領	Ħ.
室	換 気	設 備									Т				
	合計客室	数				室	合言	上定.	員 数					名	
注		記入しない	いでく	ください。				T		*	手	数料徵収	又欄		
	2 添付書	<sub>限</sub> 旅館業法施行	<b>亍細貝</b>	川第3条に	規定	ナる書類									

(裏)

共	設	備	の数						箇所				
同	名		称										
[FI]	面		積			m <sup>2</sup>	╙		$\mathrm{m}^2$				m <sup>2</sup>
用			面積			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
入	床						_						
		気				b /\	┼		<i>b</i> /\				b /\
浴			R管設備 公			<u>名分</u> 個	+-		名分 個				名分
設	湯水		<u>栓</u>	-+		個	$\vdash$		個				個個
備	シ		ワー	_		個	+		個				個
入浴設備		系統				系統		ろ過器	種別方式等				Ilea
<b>以備の機器関</b>	使月	用 水						その他の					
<b>新関係</b>	消毒	装 置	種別方法	<b>式等</b>				入浴設備					
共	階	Front	1	数	階		階	階	階		階		階
同	定	員 数	ない客 の 合	計	名		名	名	名		名		名
用	換	気	設	備	Ask	A-A-		A-A	Arts - art		An order		Arks ==pr
	便便	所の数	0	数	箇所		所細	箇所 四	箇所	13	所		箇所
便		界の数器の数		更器	個個		個個		個個	-	個個		個個
所			洗設備		個		個	個	個		個		個
#: [			面設備の		箇所		所	箇所	箇所	fi fi	ᇑ		箇所
	設備		栓	数	個		個	個	個		個		個
<b>珍</b> [	1.保管部	備の構	诰 □任	呆 管	室 口押 し入	.h □F	1 相	1 ロその 6	杜(				)
					、広さ等を記入					会場、ブ	゜ール	等)	
そ	の他の	施設											
			機械換金	\(\frac{1}{2}\)						<ul><li>自然換</li></ul>	与		
空分	式調 和	設備	冷暖房		有(					·無			
排	水力	法											
特	定建	築 物	該当		非該当								
特	記事	耳											
*							K .						
調	查 月	口部方	ke		を指示	12	复命						
	月	日調至日調至			を指示 を指示								
	月	日調至			を指示								
	月	日完值											
										年	月		
								環境	衛生監視員			印	

#### 第2号様式

旅館業営業許可書

川崎市指令 第 号

住所氏名

様

年 月 日付けで申請のありました旅館業については、旅館業法第3条第1項の 規定により次のとおり許可します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

1 営業所所在地 川崎市 区

2 名 称

3 営業の種別

4 構 造 造 階建・延べ面積 ㎡

5 客室数及び定員 室 名

6 許可条件

この処分について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して 3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め る訴えは、この許可書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求 に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎 市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

### 第3号様式

不 許 可 通 知 書

川崎市指令

第

묽

住 所

氏名

様

年 月 日付けで申請のありました せんので通知します。 は、次の理由により許可しま

年 月 日

川崎市保健所長 印

理由

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

# 第4号様式

## 旅館業営業承継承認申請書 年 月 日 (宛先)川崎市保健所長 住 所 申請者 氏 名 年 月 日生 電話 法人にあっては、合併後存続する法人若しぐ は合併により設立される法人又は分割により 旅館業を承継する法人の主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名 次のとおり旅館業の営業承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項又は第3 条の3第1項の規定により申請します。 名 川崎市 区 所 在 地 旅館業 電話 許可年月日及び許可 年 月 日 川崎市指令 第 号 番号 所在地 消滅する法 名 称 合 併 代表者 の氏名 合併予定年月日 年 月 日 所在地 分割前の法 名 称 分 割 代表者 の氏名 年 分割予定年月日 月 日 住 所 被相続人氏名 相 続 続 柄 相続開始年月日 年 月 日 旅館業法第3条第2項各号に該当する事の有無 有・無 該当する場合は、その内容 注 1 ※印欄は、記入しないでください。 ※ 手数料徴収欄 2 添付書類 (1) 旅館業営業許可書

(2) 川崎市旅館業法施行細則第5条第1項第1 号、第2号又は第3号に規定する書類

## 第5号様式

## 旅館業営業者相続同意書

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

証明者氏名

印

次のとおり旅館業の営業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所
- 注 証明者氏名の部分は、旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者 以外の相続人全員が記名押印してください。

## 第6号様式

## 旅館業営業承継承認書(合併・分割)

川崎市指令 第 号

年 月 日付けで申請のありました旅館業の営業の承継については、旅館業法 第3条の2第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業者の氏名又は名称
- 4 条件 この承認は、合併又は分割の登記をもって発効します。

旅館業営	紫承紫	承認書(	相続)
<b>加斯尼希</b>	一种用作	AND TO L	THEFT.

川崎市指令 第 号

年 月 日付けで申請のありました旅館業の営業の承継については、旅館業 法第3条の3第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市保健所長印

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業者の氏名又は名称
- 4 条件

## 第7号様式

## 旅館業営業承継不承認通知書

川崎市指令 第 号

年 月 日付けで申請のありました旅館業の営業の承継については、次の理由 により承認しませんので通知します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

## 第8号様式

	旅館業営業許可申請書記載事項変更届 年 月 日													
						年	月	日						
(宛先)丿	川崎市保健所長													
				住	所									
				氏										
					-	年	月	日生						
				電	話	'	/ 1	н						
		(	生した			大事教部	の正左	(州 夕)						
			広八にの	あっては、 弋表者のB	土たる	) 事物別	V)[5] 1±	地、石						
We on Laborator	(水田) よりよる													
	変更しましたの	つで、川崎市が	作阻美法	施仃犁則	界6余9	月1頃の別	見正に。	より届け出						
ます。														
所 在 地	川崎市	区												
名 称														
営業の種別														
変更の事項	旧 新													
変更年月日														
変更理由														
*	意見													
調査確認		年	月	日野	最境衛生	上監視員		囙						

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
  - 2 添付書類
    - (1) 旅館業営業許可書
    - (2) 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合は、登記 事項証明書
    - (3) 施設変更の場合は、変更前及び変更後の図面
    - (4) その他市長が必要と認める書類

# 第9号様式

			旅飢	官業営業停止	:(廃止)	届				
								年	月	日
(宛先)川崎市	<b>卡保健所長</b>	Ł								
						住	所			
						氏	名			
								年	月	日生
						電	話			
				(法人に 称及び	あって	は、主	たる事	務所の	所在地	、名
				し 称及び	代表者	の氏名				J
次のとおり位	亨止(廃止)	)しま	したの	で、川崎市加	<b>旅館業活</b>	<b>去施行</b> 約	細則第6	6条第1項	頁の規定	官により
届け出ます。										
所 在 地	川崎市			区						
名 称										
71 1/1										
営業の種別										
停止(廃止)年			年	月	日					
月日停止の場	停止	年	月	カ 日から	年	月	日ま	7		
合は停止期間	冷止	4-	И	ロルり	4-	Л	РΣ			
停止(廃止)の										
理 由										

注 添付書類 旅館業営業許可書

# 第10号様式

# 水質検査結果報告書 年 月 日 (宛先) 川崎市保健所長 住 所 氏 名 年 月 日生 電話 ( 法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏 次のとおり水質検査を実施しましたので、川崎市旅館業法施行条例別表第1 第8項第18号の規定により報告します。

所	在	地	川崎市	区				
名		称						
営業	の種	別						
水質机	検査の問	侍期		使用開始	前 •	定期	臨時	
水質	<b>负</b> 查年/	月日		年	月	日		

注 添付書類 水質検査成績書の写し

# 第11号様式

	旅館業管理人設置(変更)届 年 月 日													
									年	E	月	日		
(3	包先)	川崎市	5保健所長											
							住	所						
							氏	名						
									年		月	日生		
							電	話						
						(法人)			たる事	「務」	折の戸	近在地、 <b>)</b>		
						名称	にあっては 及び代表者	の氏	名		,, ,,,	,,		
W.	のと	おり割	设置(変更)	しましたの	で 川									
出ま		10 7 H	(区(及人)	0 & 0 / 2 4 /	( ( ) /	HANKII PE	XIZ/IEII/II	MX(1)/1	117	- /96/	2100	х У/шт/		
Щъ	7 0													
所	在	地	川崎市		区									
名		称												
営業	きの利	重別												
管理	11 人 住	主所												
管理	提人 E	氏名							年	月	ŀ	1生		
設置 変更	315	月日				年	月		日					
久人														

## 第12号様式

			ħ	旅館 業	台	帳				
営	業の種別					許	可番号	川崎市	指令	第 号
所	在 地						電話	(	)	
名	称									
営	住 所									
業	氏 名									
者	生年月日		年 月	日	電	話 番	- 号			
申	請年月日		年 月	日	許	可 年	月日		年	月 日
	営	業 施	設の	構	造	設	備の	柳	要	
建	構 造		造り	階建	て	延	べ面	積		$\mathrm{m}^2$
	営業施設	階	$m^2$	、階		$m^2$ ,	階		$m^2$	
物	の面積	階	m <sup>2</sup>	、階		m <sup>2</sup> 、	階		m <sup>2</sup>	
玄	関 帳 場	面積	受作 m²			m、 核		、高	<u> </u>	m
/b A	the A A A D D l = 5	ラユマ 甘油		月設備	_	W	個			
1000	第4条の3に5		に週台する。階	対偏の内容	-	階		階	階	階
		の 別	式	T I	_	式		式	式	式
客	寝台の	有 無	有・無	有・無	+	有・無	有・無	_	・無	有・無
	床面	積	m <sup>2</sup>		n <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	客 室	数	室	3	_	室		室	室	室
	定	員	名	4	_	名		名	名	名
	洗面設備	の有無	有・無	有・無		有・無	有・無	<b>手</b>	す・無	有・無
	専用浴室	の有無	有・無	有・無		有・無	有・無	<b>€</b>	す・無	有・無
	専用便所	の有無	有・無	有・無		有・無	有・無	<b>手</b>	す・無	有・無
室	換 気	設備								
	合 計 客	室 数		室		合 計 5	臣 員 梦	<b></b>		名
	設備	の数					箇所			
共	名	称								
同	面	積		n	n <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
用	脱衣室	面 積		n	n <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
入	床材	質			$\perp$					
		設 備								
浴	衣類等の保			名分	-		名	_		名分
設	湯	栓		16	_			個		個
備	水	栓		1	_			個		個
	シャ	ワー		作	固			個		個

(裏)

								1.4	~/							
入浴設	循環	系統	系統							ろう	過岩	- 1	種別方式等			
備の機	使月	用水								その他の						
器関係	消毒	装置	種別	方式等	Ş.					入浴設備						
共	階	tract-rises on	1	数	_		階	ß		i [4		階	i Pi	Ł i	階	階
同		便所の 員数				名		4		i 名		名	名	i	名	名
用	换	気	設	備												
	便	所	の	数			所個	î	窗所 個	-	1	箇所			箇所	箇所
便		の数の数	-	便器		1		1						_	個 個	個 個
所		式手						1							個	個
共	司用	_					所	箇月					-	_	箇所	箇所
洗面	設備	水	栓	数					個	1		個		1	個	個
寝具保管設備の構造 □保 管 室 □押 し入れ □戸 棚 □その 他(													)			
その他の施設 (室名、用途、広さ 等を記入する。)																
空	気調和	設備		械換気 暖房設										<ul><li>)・自然換気</li><li>)・無</li></ul>		
排	水	方 法														
特	定建	築物		該当	· 非該当											
. ⊢	氏		名	名 生年月日			住						所	所 開始		中止
管							_									
理人				+											-	
l^`				+												
年月	日	届	出	そ	の	他	の	記	載	龙	事	項	備考			
													_			
<u> </u>													$\dashv$			
													$\dashv$			
													1			
													_			
													-			
													$\dashv$			